

貸 金 業 務 の 知 識

令和 7 年 6 月 1 日改訂

福岡県商工部中小企業振興課

は じ め に

昭和５８年に「貸金業の規制等に関する法律」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」が制定され、貸金業界は顧客のニーズに応えた様々な金融サービスを提供してきました。

その一方で、貸金業者を利用する資金需要者の返済能力を上回る貸付けが行われ、その結果、多重債務者が多く発生し、社会問題となりました。

このため、多重債務問題の解決と抜本的かつ総合的な対策を講じることを目的に「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が平成１８年１２月２０日に公布されました。

改正法は法律名を「貸金業法」とし、貸金業者を金融市場の重要な担い手として位置づける一方、多重債務問題を解消するため、①借入希望者の年収の３分の１を超える貸付けを原則禁止するなどの総量規制、②最低純資産額の引き上げなどの参入規制、③上限金利の引き下げなどの金利規制、④金融ＡＤＲ（紛争解決制度）を導入する内容となっております。

本書は、平成２２年６月１８日に施行された「貸金業法」（昭和５８年法律第３２号）について取りまとめたもので、業務関係法令等への理解を深める手引きとして、貸金業を営む方々や関係機関の方々にご活用いただくことを目的に、平成２３年に作成し、以降、関係法令の改正等に応じて改訂を行っています。

このたび、書面揭示規制の見直しに係る貸金業法及び貸金業法施行規則の改正、並びに刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行等を踏まえた改訂を行いました。

本書が貸金業の健全な発展に貢献できれば幸いです。

令和７年６月

福岡県商工部中小企業振興課長

目 次

第1	法律の目的（第1条）	4
第2	貸金業の定義（第2条）	4
	用語の定義	5
第3	登録（第3条）	6
1	登録の申請（第4条）	6
2	申請書の作成（第4条）	6
3	登録の更新（第3条第2項）	10
4	変更の届出（第8条）	11
5	廃業等の届出（第10条）	12
6	登録の拒否（第6条）	13
7	無登録営業等の禁止（第11条）	14
8	名義貸しの禁止（第12条）	14
第4	業 務	15
1	業務運営に関する措置（第12条の2）	15
2	指定紛争解決機関との契約締結義務等（第12条の2の2）	16
3	貸金業務取扱主任者の設置（第12条の3）	17
4	証明書の携帯等（第12条の4）	17
5	暴力団員等の使用の禁止（第12条の5）	18
6	禁止行為（第12条の6）	18
7	生命保険契約等の締結に係る制限（第12条の7）	19
8	利息、保証料等に係る制限等（第12条の8）	20
9	相談及び助言（第12条の9）	20
10	返済能力の調査（第13条）	21
11	過剰貸付け等の禁止（第13条の2）	21
12	基準額超過極度方式基本契約に係る調査（第13条の3）	23
13	基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置（第13条の4）	24
14	貸付条件等の揭示（第14条）	24
15	貸付条件の広告等（第15条）	25
16	誇大広告の禁止等（第16条）	26
17	契約締結前の書面の交付（第16条の2）	27
18	生命保険契約等に係る同意前の書面の交付（第16条の3）	30
19	契約締結時の書面の交付（第17条）	31
20	受取証書の交付（第18条）	35
21	帳簿の備付け（第19条）	36
22	帳簿の閲覧（第19条の2）	41
23	特定公正証書に係る制限（第20条）	41
24	公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限（第20条の2）	42
25	取立て行為の規制（第21条）	42
26	債権証書の返還（第22条）	46

27	標識の掲示（第23条）	46
28	債権譲渡等の規制（第24条）	47
29	保証等に係る求償権等の行使の規制（第24条の2）	53
30	受託弁済に係る求償権等の行使の規制（第24条の3）	53
31	保証等に係る求償権等の譲渡の規制（第24条の4）	53
32	受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制（第24条の5）	53
第5	監督	54
1	開始等の届出（第24条の6の2）	54
2	業務改善命令（第24条の6の3）	54
3	監督上の処分（第24条の6の4）	54
4	登録の取消し（第24条の6の5）	55
5	所在不明者等の登録の取消し（第24条の6の6）	56
6	事業報告書の提出（第24条の6の9）	56
7	報告徴収及び立入検査（第24条の6の10）	56
第6	貸金業務取扱主任者	57
1	貸金業務取扱主任者制度（資格試験） （法第24条の7～同条の50）	57
第7	指定信用情報機関	58
1	個人信用情報の提供（第41条の35）	58
2	指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等 （第41条の36）	58
3	加入指定信用情報機関の商号等の公表（第41条の37）	59
4	目的外使用等の禁止（第41条の38）	59
第8	雑則	59
1	高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効（第42条）	59
2	登録の取消し等に伴う取引の結了（第43条）	60
	○総量規制イメージ図	61
	○貸金業法「抜粋」	63
	○出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律「抜粋」	89
	○利息制限法「抜粋」	91
	○物価統制令「抜粋」	91

第1 法律の目的（第1条）

貸金業法（以下「法」といいます。）は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営を確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としています。

第2 貸金業者の定義（第2条）

「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介で業として行うものをいいます。

法の適用を受ける「貸金業」とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保等の方法によってする金銭の交付、又は金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うもの」をいいます。

「金銭の貸付け」とは、利息付きであるか否かを問わず、すべての貸付けをいいます。

「金銭の貸借の媒介」とは、貸手と借手の間に入って金銭消費貸借契約の成立に尽くすことをいいます。

「業として行う」とは、貸付けを反復継続して行うことをいい、専業であると兼業（他に業を持つ者が副業的に行う場合等）であることを問いません。これらに該当するものを例示すれば、いわゆる消費者金融業者、金銭の貸借の媒介業者、手形の割引業者のほか、質屋、クレジットカード会社、信販会社、総合リース業者等で金銭の貸付けを併せ行う者等です。

ただし、次に掲げるものは貸金業から除かれています。

- (1) 国又は地方公共団体が行うもの
- (2) 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
銀行、信託銀行、保険会社、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合等の金融機関など
- (3) 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- (4) 事業者がその従業者に対して行うもの
- (5) 次の団体又は組合が行うもの
国家公務員、地方公務員等が構成する職員団体等及び労働組合法に基づく労働組合
- (6) 公益法人、学校法人、その他の特別の法律に基づき設立された法人が行うもの（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く）
- (7) コール資金融資業者で金融庁長官の指定するものが行うもの
- (8) 商品取引所の会員法人で金融庁長官の指定するものが行うもの
- (9) コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に規定する登録投資法人
- (10) 次に掲げる貸付けのみを行う会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）
 - ア 親会社と会社法上の実質支配力基準に基づく子会社（会社法施行規則第3条第3項第3号の子会社を除く）で構成される「会社グループ」に属する会社間で行われる貸付け
 - イ 合併事業における合併会社の株主から当該合併会社への貸付けのうち、「全ての株主の同意」があり、かつ貸付けを行う株主が当該合併会社の「議決権の20%以上」を保有している場合の貸付け

用語の定義

貸金業者	法に基づく登録を受けて貸金業を営む者をいいます。
貸金業務	貸金業者が営む貸金業の業務をいいます。
貸付けの契約	貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいいます。
顧客等	資金需要者である顧客又は保証人になろうとする者をいいます。
債務者等	債務者又は保証人をいいます。
資金需要者等	顧客等又は債務者等をいいます。
極度方式基本契約	貸付けに係る契約のうち、資金需要者である顧客により、あらかじめ定められた条件に従った返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において貸付けを行うことを約するものをいいます。
極度方式貸付け	極度方式基本契約に基づく貸付けをいいます。
極度方式保証契約	極度方式基本契約に基づく不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいいます。
貸金業協会	法第3章第1節の規定に基づいて設立された法人をいいます。
電磁的記録	電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいいます。
信用情報	資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいいます。
個人信用情報	個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）に係る資金需用者の情報をいいます。例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先の商号または名称、運転免許証の番号その他本人確認書類に記載されている記号番号、契約年月日、貸付けの金額等です。
信用情報提供等業務	信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいいます。
指定信用情報機関	内閣総理大臣の指定を受けた者をいいます。
住宅資金貸付契約	住宅の建設若しくは購入に必要な資金又は住宅の改良に必要な資金の貸付に係る契約をいいます。
指定紛争解決機関	法第41条の39第1項の規定による指定を受けた者をいいます。

第3 登録（第3条）

貸金業を営もうとする者は、内閣総理大臣（財務（支）局長）又は都道府県知事（以下「知事等」という。）の登録を受けなければなりません。

この登録を受けないで貸金業を営んだ場合は、無登録営業として処罰の対象となります。

1 登録の申請（第4条）

（1）登録の申請先

- ア 二以上の都道府県に営業所又は事務所（代理店を含む。以下「営業所等」という。）を設置する場合には、主たる営業所等の所在地を管轄する財務（支）局長
- イ 一の都道府県にのみ営業所等を設置する場合には、管轄する都道府県知事

（2）登録換え

登録を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、新たに所管となる知事等の登録を受けなければなりません。

- ア 内閣総理大臣（財務（支）局長）の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所等を設置することとなったとき。
- イ 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所等を廃止して、他の一の都道府県に営業所等を設置することとなったとき。
- ウ 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所等を有することとなったとき。

※ 登録換えにおける注意事項

- ア 登録換えの申請は、現に受けている登録をした知事等を経由してください。
- イ 新たな登録を受けたときは、従前の登録は失効します。
- ウ 新たに受けた登録の有効期間は、登録の日から3年間です。
- エ 登録換えをしていない場合は、登録の取消しとなります。

2 申請書の作成（第4条）

（1）登録申請書の記載事項

- ア 商号、名称又は氏名及び住所
- イ 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ）である場合においては、以下に掲げる者の氏名
 - （ア）役員
 - a 業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、財団の管理人又はこれらに準ずる者（一般社団法人等の理事、業務執行組合員、無限責任組合員）
 - b 当該法人の株式又は出資（以下「株式等」という。）の100分の25を超えて保有している個人
 - c 当該法人の商法の規定による親会社の株式等の100分の50を超えて保有している個人
 - d 上記役員が未成年者の場合はその法定代理人
 - （イ）重要な使用人
 - a 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長等の名称のいかんを問わず、

- 営業所等の業務を統括する者
- b 主たる営業所等においては、部長、次長、課長等の名称のいかんを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者
- c 貸付けに関する業務に従事する使用人の数が50人以上の従たる営業所等においては、支店次長、副支店長、副所長等の名称のいかんを問わず、当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
- ウ 個人である場合において、重要な使用人があるときは、その者の氏名
- エ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名
- オ 営業所等の名称及び所在地
- カ 営業所等ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名
- キ その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所等の電話番号その他の連絡先等であって、次に掲げるもの

電話番号（固定電話、場所を特定するフリーダイヤル及び統一番号サービス（ナビダイヤル））、ホームページアドレス、電子メールアドレス。

なお、ホームページアドレス、電子メールアドレスを記載する場合には、電話番号（固定電話、場所を特定するフリーダイヤル及び統一番号サービス（ナビダイヤル）のいずれか）を併せて記載しなければならない。

ク 業務の種類及び方法

ケ 他に事業を行っているときは、その事業の種類

なお、新たに登録を申請する際には、貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されているかを確認するために、「業務経歴書」、「社内規則」、「組織図」の提出が必要です。

（２）提出書類及び部数（福岡県の場合）

○申請書

書類名		備 考	提 出 部 数	
			法 人 部	個 人 部
様式第 1 号				
1 面	登録申請書（表紙）		4	4
2 面	1 ～ 8 登録の区分等		4	4
3 面	9 令第 3 条に規定する使用人		4	4
4 面	10 営業所等の名称及び所在地 （貸金業務取扱主任者の氏名、番号）		4	4
5 面	11 電話番号その他の連絡先等 （業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等 をする営業所等の連絡先等）		4	4
6 面	12 業務の種類		4	4
7 面	13 業務の方法		4	4
8 面	14 他に行っている事業の種類		4	4
9 面	福岡県領収証紙貼付欄	登録申請手数料	1	1

○登録申請手数料 150,000円（福岡県領収証紙）

○添付書類

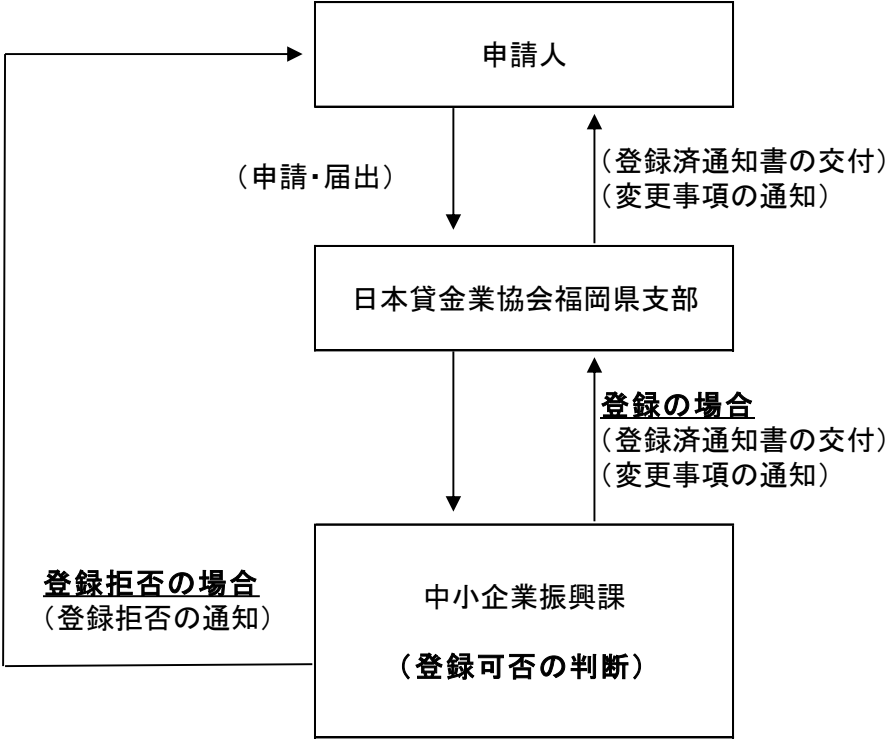
申請の日 前3月以内に作成されたもの	住民票抄本(本籍が掲載されているもの)※1 (登録申請者、役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者) 注：外国人にあっては、国籍が記載された住民票抄本	○役員は2面の役員欄全員 ○使用人は3面の使用人欄全員 ○貸金業務取扱主任者は4面の主任者欄全員	2	2
	本籍地市町村長発行の身分(元)証明書 (登録申請者、役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者) (注)：外国人にあっては、誓約書	同上	2	2
	誓約書(様式第1号の2) (法第6条第1項各号に該当しないことを誓約する書面) (登録申請者、役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者)	同上	2	2
	履歴書(様式第2号1面) (登録申請者、役員、重要な使用人)	○役員は2面の役員欄全員 ○使用人は3面の使用人欄全員	2	2
	本人確認書類(様式第2号2面) (登録申請者、役員、重要な使用人)	○役員は2面の役員欄全員 ○使用人は3面の使用人欄全員	2	2
	登録申請者、役員、重要な使用人、及び貸金業務取扱主任者の氏名等(様式第3号の2)	○役員は2面の役員欄全員 ○使用人は3面の使用人欄全員 ○貸金業務取扱主任者は4面の主任者欄全員	2	2
	法人の場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本及び様式第3号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿		2	2
	営業所等については、①当該営業所の所有又は賃貸借の態様に応じて賃借契約書、使用承諾書、登記簿謄本、固定資産税課税通知書②営業所等の写真③見取図		2	2
	①法人の場合は、登録申請の日を含む事業年度の前年度の貸借対照表等※2 ②個人の場合は、財産に関する調書(別紙様式第4号)及び記載事項証明書類(預金残高証明書、固定資産評価証明書等)		2	2
	営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者に係る登録通知書の写し		2	2
	貸金業務に関する社内規則・組織図・貸付の業務の経験者の業務経歴書		2	2

※1 住民票抄本は、申請者、役員、重要な使用人が貸金業務取扱主任者になっている場合、同一の者については1通で結構です。

※2 次に掲げるいずれかの法人である場合は、それぞれ次に定める前事業年度の監査報告書の写しがさらに必要となります。

- ・ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第11号に規定する会計監査法人設置会社 会社法第396条第1項後段に規定する会計監査報告書
- ・ 上記以外の法人で、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

登録事務の流れ



3 登録の更新（第3条第2項）

登録更新は、登録の有効期間満了の日の2月前までに申請しなければなりません。

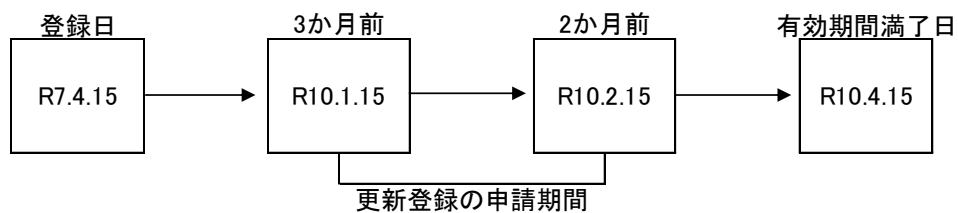
登録の有効期間は3年となっていますので、引き続き貸金業を営もうとする方は登録の更新が必要です。

更新の申請は、登録の有効期間満了の日の2月前までに行わなければなりません。登録の有効期間満了の日の2月前までに更新の手続きを行わないと、登録の有効期間満了時に登録は失効し、以後貸付の業務ができなくなります。

また、更新の申請書に不備があったりすると申請書が受理されない場合がありますので、なるべく有効期間満了の日の3月前位に更新の手続きをされてください。

なお、登録更新の手続きは、申請書の記載事項、提出書類、登録手数料等、新規登録の手続きと同じです。

（登録更新申請の例）



4 変更の届出（第8条）

登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、知事等に届け出なければなりません。

登録変更届出に必要な添付書類及び届出期間は次のとおりですが、営業所等の名称及び所在地を変更する場合は事前に届出が必要ですのでご注意ください。

なお、営業所等の変更では、福岡県外に営業所を設置する場合「登録換え」の要件に該当しますので、登録換えの手続が必要です。

○変更届出書類

書 類 名		(事前届出事項)
様式第1号		○主たる営業所の名称及び所在地 ○従たる営業所（新設、廃止）の名称及び所在地 ○電話番号その他の連絡先等
2面	1～8 登録の区分等	
3面	9 令第3条に規定する使用人	
4面	10 営業所等の名称及び所在地 (貸金業務取扱主任者の氏名、番号)	
5面	11 電話番号その他の連絡先等 (業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所等の連絡先等)	
6面	12 業務の種類	
7面	13 業務の方法	
8面	14 他に行っている事業の種類	
添付書類 申請の日前3月以内に作成	住民票抄本（本籍が掲載されているもの） (登録申請者、役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者) 注：外国人にあっては、国籍が記載された住民票抄本	(2週間以内届出事項) ○商号又は名称 ○個人事業主の住所 ○代表取締役（法人の場合） ○役員（法人の場合） ○使用人 ○貸金業務取扱主任者 ○業務の種類 ○業務の方法 ○他に行っている事業の種類 ※書類の提出部数については、福岡県中小企業振興課管理指導係にお尋ねください。
	本籍地市町村長発行の身分（元）証明書 (登録申請者、役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者) 注：外国人にあっては、誓約書	
	誓約書（様式第1号の3）	
	履歴書（様式第2号1面） (登録申請者、役員、重要な使用人)	
	本人確認書類（様式第2号2面） (登録申請者、役員、重要な使用人)	
	登録申請者、役員、重要な使用人、及び貸金業務取扱主任者の氏名等（様式第3号の2）	
	法人の場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本及び様式第3号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿	
	営業所等については、①当該営業所の所有又は賃貸借の態様に応じて賃貸借契約書、使用承諾書、登記簿謄本、固定資産税課税通知書②営業所等の写真③見取図	
	貸金業務取扱主任者の変更の場合は、営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者に係る登録通知書の写し	

5 廃業等の届出（第10条）

廃業等は、事由発生の日から30日以内に届け出なければなりません。

貸金業者が下記事由の一に該当することとなった場合においては、届出義務者はその日から30日以内に、その旨を知事等に届け出なければなりません。

○廃業等届出提出書類

登録 失効事由	届出 義務者	届出期間	提 出 書 類
貸金業者の 死亡	相続人	死亡の事実を 知った日から 30日以内	○廃業等届出書（様式第6号） 4部 ○相続人であることを証明する書面 1部 （戸籍簿の謄本、除籍簿の謄本及び貸金 業を承継するものを選定した旨を証す る書面の写し（遺産分割の協議書、審 判書の謄本等）） ○登録済通知書
法人の合併 による消滅	代表役員で あった者	消滅の日から 30日以内	○廃業等届出書（様式第6号） 4部 ○代表役員であった旨を証明する書面 1部 （登記簿の謄本及び合併契約書の写し） ○登録済通知書
貸金業者の 破産	破産管財人	破産の日から 30日以内	○廃業等届出書（様式第6号） 4部 ○破産管財人である旨を証明する書面 1部 （裁判所の破産管財人である旨の資格 証明書の写し） ○登録済通知書
法人の合併 及び破産以 外の理由に よる解散	清算人	解散の日から 30日以内	○廃業等届出書（様式第6号） 4部 ○清算人である旨を証明する書面 1部 （清算人にかかる登記簿の謄本） ○登録済通知書
貸金業の廃 止	貸金業者で あった個人 又は法人の 代表役員	廃止の日から 30日以内	○廃業等届出書（様式第6号） 4部 ○登録済通知書

6 登録の拒否（第6条）

登録申請者等の欠格事由があったり、登録申請書等のうちに重要な事項について虚偽の記載もしくは重要な事実の記載が欠けている場合には登録は拒否されます。

登録を受けようとする者が、次のいずれかに該当するとき。

- (1) 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（登録を取り消された者が法人の場合は、取消し日前30日以内に法人の役員であった者で取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
- (4) 拘禁刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 貸金業法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第12条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - ア 登録の取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から、処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に廃業の届出をした者で届出の日から5年を経過しないもの
 - イ アの期間内に合併、解散又は廃業の届出をした法人の役員であった者であって、アに規定する通知があった日前30日以内に当たる日から法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあった者で届出の日から5年を経過しないもの
 - ウ 知事の処分により解任を命ぜられた法人の役員で、処分を受けた日から5年を経過しないもの
 - エ 登録の取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から、処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任した当該処分により解任されるべきもので退任の日から5年を経過しないもの
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）～（7）までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は重要な使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者（精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
 - イ （2）～（7）までのいずれかに該当する者
- (10) 個人で重要な使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者（精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
 - イ （2）～（7）までのいずれかに該当する者

- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (12) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
- (13) 営業所又は事務所について貸金業務取扱主任者の設置に関する規定（第12条の3）の要件を欠く者
- (14) 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者
 法人の場合は登録の申請の日を含む事業年度の前年度の貸借対照表又はこれに代わる書面、個人の場合は財産に関する調書において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が5,000万円以上であること
- (15) 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者。なお、必要な体制の整備は次の書類及び様式にて確認する。
 ア 貸金業の業務に関する社内規則
 イ 貸金業の業務に関する組織図
 ウ 貸付の業務の経験者の業務経歴書
 （法人の場合－貸付業務に3年以上従事した経験を有する役員がいること。各営業所に1年以上貸付業務に従事した役員又は重要な使用人が1名以上いること。）
 （個人の場合－貸付業務に3年以上従事した経験を有していること。）
 エ 指定紛争解決機関との間で基本契約を締結する措置
- (16) 他に営む業務が公益に反すると認められる者

7 無登録営業等の禁止（第11条）

登録を受けていない者は、貸金業を営んではなりません。
 また、登録された営業所又は事務所以外の営業所又は事務所を設置して貸金業を営んではなりません。

- (1) 法に基づく登録を受けない者は次の行為を行ってはなりません。
 ア 貸金業を営む旨の表示又は広告をすること
 イ 貸金業を営む目的をもって、貸付の契約の締結について勧誘すること
- (2) 貸金業者登録簿に登録された営業所又は事務所以外に営業所又は事務所を設置して貸金業を営んではなりません。

8 名義貸しの禁止（第12条）

貸金業登録を受けた者は、自己の名義をもって、他人に貸金業を営ませてはなりません。

貸金業者は、自己の名義をもって、他人に貸金業を営ませてはなりません。
 もし、名義貸しが判明した場合は、名義を借りた側も貸した側も処罰の対象となります。

第 4 業 務

1 業務運営に関する措置（第 12 条の 2）

貸金業の業務に関して取得した資金需要者等の情報は適正に取扱わなければなりません。また、業務を第三者に委託する場合は、業務を適切におこなうための措置を講じなければなりません。

- (1) 貸金業者は、貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めなければなりません。

なお、社内規則等については、それぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、自主的に策定する必要がありますが、取扱の例は次のとおりです。

ア 法令等遵守に係る基本的な方針、具体的な実践計画や行動規範等を策定し、定期的又は必要に応じ、見直しが行われている。

イ 社内規則等は、日本貸金業協会の自主規制規則に則った内容となっている。

ウ 法令及び社内規則等に則った適切な業務運営が行われている。また、不適切な取扱いについて速やかに改善している。

- (2) 貸金業者は、貸金業の業務に関して取得した資金需要者等の情報は、個人情報の保護に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）、保護法ガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定等に基づき、適正に取扱わなければなりません。また、法人関係情報についても、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められます。なお、取扱の例は次のとおりです。

ア 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱いを社内規則等にて定め、役職員が社内規則等に基づき適切な管理を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っている。

イ 顧客等の情報へのアクセスの管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況が適時・適切に検証できる態勢となっている。

ウ 情報漏えい等が発生した場合に、その原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられている。

エ 個人である資金需要者等に関する情報については、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じている。

オ 個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を利用しないための措置を講じている。

（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- ・労働組合への加盟に関する情報
- ・民族に関する情報
- ・性生活に関する情報

カ 資金需要者等の情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、監督官庁への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されている。

- (3) 貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託（以下「外部委託」という。）する場合は、外部委託に伴う様々なリスクを的確に管理し、業務の適切な運営を確保しなければなりません。なお、取扱の例は次のとおりです。

ア 委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化したときの対応などを規定した社内

規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っている。

イ 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されている。また、外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないための措置が講じられている。

ウ 委託契約によっても資金需要者等との間の権利義務関係に変更がなく、資金需要者等に対しては、貸金業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されている。

エ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備している。

オ 個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じている。

カ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されている。

(4) 貸金業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認及び「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を整備し、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止するために必要な措置を講じなければなりません。なお、取扱の例は次のとおりです。

ア 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための態勢が整備されている。

イ 犯収法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢が整備されている。

ウ 取引時確認と「疑わしい取引の届出」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に考慮し、「疑わしい取引の届出」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されている。

(5) 貸金業者は、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、平素より反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組まなければなりません。

ア 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

イ 反社会的勢力の考え方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

2 指定紛争解決機関との契約締結義務（第12条の2の2）

貸金業者は、指定紛争解決機関（金融ADR機関）が存在する場合、指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結し、その商号又は名称を公表しなければなりません。

なお、貸金業者向けの紛争解決機関として、「日本貸金業協会」が指定を受けています。

ADR：訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待されます。

3 貸金業務取扱主任者の設置（第12条の3）

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、業務の規模等を考慮して、必要な数の貸金業務取扱主任者を設置しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者に当該営業所又は事務所において貸金業務に従事する使用人その他の従業員に対して、法令の遵守及び業務の適正な実施のために必要な助言や指導を行わせなければなりません。

（1）貸金業務取扱主任者の設置

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、貸金業務取扱主任者を設置しなければなりません。なお、貸金業務取扱主任者は、次の要件に該当する者でなければなりません。

①当該営業所において常時勤務する者

②他の営業所等の貸金業務取扱主任者として貸金業者登録簿に登録されていない者

（2）貸金業務取扱主任者の数

貸金業務取扱主任の設置人数は、営業所等において貸金業の業務に従事する者の50分の1以上の割合となる人数を設置しなければなりません。

（3）貸金業務取扱主任者の職務

ア 貸金業者は、貸金業務取扱主任者に、設置された営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が貸金業に関する法令の規定を遵守してその業務を適正に実施するために必要な助言又は指導を行わせなければなりません。

イ 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が、その職務を適切に遂行できるように必要な配慮を行わなければならない。貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う助言を尊重するとともに、指導に従わなければなりません。

ウ 貸金業者は、その業務を行うに当たり相手方の請求があったときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければなりません。

4 証明書の携帯（第12条の4）

貸金業者は、貸金業務に従事する使用人その他の従業者に、従業者であることを証する証明書を携帯させなければなりません。

また、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備えておかねばなりません。

貸金業者は、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはなりません。

（1）貸金業の業務に従事する者であることを証する証明書は、次に掲げる事項が記載され、従業者の写真が貼り付けられたものとする。

ア 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合

○ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書について

ては省略可)

- 従業者の氏名
- 証明書の番号

イ 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合

- 資金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書については省略可）
 - 貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び委託された者が貸金業者である場合にあってはその登録番号（登録番号の括弧書については省略可）
 - 貸金業者が貸金業の業務を委託した旨
 - 従業者の氏名
 - 証明書の番号
- (2) 法第12条の4第1項で規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者である顧客又は保証人と対面することなく行う業務は含まない。
- (3) 従業者は、貸金業の業務に従事するに際し、相手方の請求があったときは、証明書を提示しなければならない。
- (4) 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、これを保存しなければならない。
- 従業者名簿の記載事項
氏名、住所、証明書の番号、生年月日、主たる職務内容、貸金業務取扱主任者であるか否か、従業者となった年月日等
 - 従業者名簿の対象となるか否かについての判断
勧誘や契約の締結を含む営業、審査、債権の管理・回収及びこれらに付随する事務であれば、雇用関係・雇用形態に関わらず、従業者名簿の記載対象になる。

5 暴力団員等の使用の禁止（第12条の5）

貸金業務を行うに当たって、暴力団員等を使用してはなりません。

貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはなりません。

6 禁止行為（第12条の6）

貸金業務を行うに当たって、次の行為をしてはなりません。

貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはなりません。

この規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要がありますが、

例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、この規定に該当するおそれ大きいことに留意する必要があります。

- (1) 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為
- (2) 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- (3) 保証人になろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為
- (4) 偽りその他不正又は著しく不当な行為として、次に掲げる行為
 - ① 契約の締結又は変更に際して次に掲げる行為を行うこと。
 - ア 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
 - イ 白地手形及び白地小切手を徴求すること。
 - ウ 印鑑、預貯金通帳・証明、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債権者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。
 - エ 貸付け金額に比し、過大な担保や保証人を徴求すること。
 - オ クレジットカードを担保として徴求すること。
 - カ 資金需要者等に対し、借入申込書等に年収、資金使途、家計状況等の重要な事項について虚偽の内容を記載するように勧めること。
 - ② 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、金銭の返済に加えて、金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払いを要求すること。
 - ③ 顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。
 - ④ 貸金業者が、架空の名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し、又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること。
 - ⑤ 資金需要者等が身体的又は精神的な障害等により契約内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。
 - ⑥ 資金逼迫状況になる資金需要者等の弱みにつけ込んで、資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。

7 生命保険契約の締結に係る制限（第12条の7）

貸付けの契約の相手方又は相手方になろうとする者の死亡によって保険金の支払いを受けることとなる保険契約を締結する場合、自殺による死亡を保険事故としてはなりません。

ただし、以下の契約については例外となります。

- (1) 住宅の建設もしくは購入に必要な資金又は住宅の改良に必要な資金の貸付け
- (2) (1) のつなぎ資金の貸付け

8 利息、保証料等に係る制限等（第12条の8）

貸金業者は、その利息（みなし利息を含む）が利息制限法に規定する金額を超える利息の契約を締結、受領してはいけません。

また、貸付けに係る契約の締結に際し、資金需要者等が保証業者と契約することを貸付の条件としてはいけません。

なお、借り手から保証業者に支払われる保証料は利息に含まれ、上限金利の規制対象となります。

- (1) 貸金業者は、利息制限法に規定する金額を超える利息の契約締結や受領、又はその支払いを要求してはいけません。

なお、「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、金銭の貸付けに関し貸金業者が受ける元本以外の金銭をいいます。

※利息とみなされない費用

- ①公租公課の支払いに充てられるべきもの
 - ②強制執行の費用、競売の手続きの費用
 - ③貸付及び弁済に用いるカードや貸付けに関して借り手に交付された書面の再発行手数料
 - ④資金需要者が利用する現金自動支払機等、機械の利用料
- 受け取り又は支払額が1万円以下の場合・・・110円
- 1万円超の場合・・・220円

- (2) 貸金業者は、貸付に係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付の条件としてはなりません。

また、保証業者に対する保証料は利息と合算して上限金利規制の対象となりますので注意が必要です。

9 相談及び助言（第12条の9）

貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することが出来ると認められる団体を紹介するよう努めなければなりません。

「借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することが出来ると認められる団体」とは、次の団体が考えられます。

- 日本貸金業協会
- 日本司法支援センター(法テラス)
- 日本弁護士連合会
- 日本司法書士会連合会
- 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

10 返済能力の調査（第13条）

貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合は、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければなりません。

また、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、返済能力の調査をしなければなりません。

貸金業者が顧客等（資金需要者である顧客または保証人となろうとする者）と貸付けの契約を締結しようとする場合は、顧客等の返済能力について調査しなければなりません。

また、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合は、返済能力の調査に当たっては、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければなりません。

なお、個人向け貸付けについても、その都度の返済能力調査を行う合理性がない下記の契約については、この調査義務の例外となっています。

- ① 極度方式貸付けに係る契約
- ② 手形の割引を内容とする契約
- ③ その他法施行規則第1条の2の3第3号から第5号までに掲げる契約

また、貸金業者は、次の場合、個人顧客から源泉徴収票その他、顧客の資力を明らかにする事項を記載した書面等の提出又は提供を受けなければなりません。

- ① 当該貸付けの契約額が50万円を超える場合
 - ② 貸金業者からの借入額が100万円を超える場合
- 「資力を明らかにする事項を記載した書面等」（施行規則第10条の17）
- 源泉徴収票 ○支払調書 ○給与の支払明細書（直近2月分以上）
 - 確定申告書 ○所得証明書 ○年金証書 ○年金通知書
 - 個人顧客の配偶者に係る資力を明らかにする書面（直近2月分以上）

貸金業者は、顧客等と貸付けの契約を締結した場合には、返済能力に関する調査の記録を作成し、保存しなければなりません。

11 過剰貸付け等の禁止（第13条の2）

貸金業者は、顧客等の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等についての調査の結果、貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときには、貸付けの契約を締結してはなりません。

貸金業者は、過剰貸付けの抑制のために導入された総量規制を遵守することをはじめ、貸付けの契約を締結するにあたり、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力を十分に調査する義務があり、調査の結果返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはなりません。

個人過剰貸付契約とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約で、貸付けに係る

契約を締結することにより、その個人顧客の借入額の合計額が年収の3分の1を超えることとなるものをいいます。ただし、以下の貸付けについては、個人過剰貸付けから除かれる契約又は例外となる契約となっています。

(1) 個人過剰貸付けから除かれる契約

- ①不動産購入のための貸付け（つなぎ融資含む）
- ②自動車購入時の自動車担保貸付け
- ③高額療養費の貸付け
- ④有価証券を担保とする貸付け
- ⑤不動産（個人顧客又は担保を提供する者の居宅等を除く）を担保とする貸付け
- ⑥売却不動産の売却代金により弁済される貸付け

(2) 個人過剰貸付の例外となる貸付

（個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約）

- ①顧客に一方的に有利となる借換え
- ②借入残高を段階的に減少させるための貸付け
- ③緊急に必要と認められる医療費等、社会通念上必要と認められる費用を支払うための資金の貸付け（以下の要件を満たすものに限る。）
 - ア）少額の貸付け（10万円）
 - イ）短期の返済（3か月）
 - ウ）資金使途確認資料の保存
- ④配偶者と併せた年収3分の1の貸付け（配偶者の同意が必要）
- ⑤個人事業者に対する貸付け（事業計画、収支計画、資金計画により、返済能力を超えないと認められることが必要。）
- ⑥新たに事業を営む個人事業者に対する貸付け（事業計画、収支計画、資金計画により、返済能力を超えないと認められることが必要。）

また、顧客等の返済能力調査に関して、貸金業者は以下の点に留意する必要があります。

- (1) 顧客の収入又は収益、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査・把握すること。
- (2) 借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客等自らに記入させることにより、その借入意思の確認をしてください
- (3) 個人である顧客等との間で、貸付契約を締結しようとする場合又は極度方式基本契約の極度額を増額しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、返済能力の調査を行う必要があります。
- (4) 顧客への貸付け額が50万円を超える場合又は貸金業者からの借入額が100万円を超えることを確認した場合は、個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等の提出を適時、適切に受けなければなりません。
- (5) (4)について、年収証明書の提出を受けられないなど個人顧客の年収を把握できないときは、貸付けの契約（極度方式貸付に係る契約を含む）を締結してはいけません。
- (6) 事業所得について、直近の年を含む複数年の連続した期間の事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合には、算定に用いた全ての年の年収証明書を提出又は提供させる必要があります。

12 基準額超過極度方式基本契約に係る調査（第13条の3）

貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約（いわゆるリボルビング契約）を締結している場合において、その基本契約に基づき行われる貸付けについて、過剰貸付けを抑制する観点から、一定期間ごとに、一定の借入れが発生する都度、指定信用情報機関の保有する情報を使用して基準額超過極度方式基本契約※に該当しないかどうかを確認しなければなりません。

※基準額超過極度方式基本契約：極度方式基本契約が締結されていることにより、その顧客に係る極度方式個人顧客合算額が基準額を超えることとなるもの。ただし、個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約として内閣府令で定めるものは除かれます。

（1）極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けについて、信用情報調査を行う必要があるのは、次の場合です。

①極度方式基本契約の契約期間を、契約した日以降1か月以内の任意の期日までの期間と、その任意の期間の翌日以降1か月ごとの期間に区分したうえで、

ア）その期間内に行った極度方式基本契約に基づく貸付けの金額と、それ以外の極度方式基本契約に基づく貸付けの金額の合計額が5万円以上、かつ

イ）その期間の末日における極度方式貸付けの残高と、それ以外の極度方式基本契約に基づく貸付けの金額の合計額が10万円以上

②極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けを停止する措置を解除しようとする場合

（2）（1）のほか、貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、3か月ごとに、指定信用情報機関の保有する情報を使用して基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを確認しなければなりません。

（3）貸金業者は、個人顧客を相手方とする極度方式基本契約で、極度方式顧客合算額が100万円を超えるときは、個人顧客から源泉徴収票その他資力を明らかにする書面の提出又は提供を受けなければなりません。

ただし、貸金業者が既にその個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定められた書類の提出又は提供を受けている場合は、改めて提出を受ける必要はないとされています。

この場合、源泉徴収票、支払調書、給与の支給明細書等については、過去3年以内に発行されたものの提出を受けていればよく、発行後3年目に貸金業者が当該個人顧客の勤務先に変更がないことを確認した場合には、過去5年以内に発行されたものを受けていればよい、とされています。

1 3 基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置（第 1 3 条の 4）

個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、その顧客に係る信用調査の結果、基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、貸付けを抑制するために必要な措置を講じなければなりません。

貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合、個々の借り手が総量規制に抵触していないかどうかを継続的に調査しなければなりません。調査の結果、極度方式基本契約がその個人顧客の年収の 3 分の 1 を超える基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、極度額の減額や貸付けの停止など、必要な措置を講じなければなりません。

1 4 貸付条件等の揭示等（第 1 4 条）

営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に貸付けの種類ごとの貸付条件等を揭示しなければなりません。また、ウェブサイトにも貸付条件等（貸金業務取扱主任者の氏名を除く）を掲載しなければなりません。

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、貸付けの種類ごとに、貸付条件等を揭示しなければなりません。

ただし、営業所等が現金自動設備であって、当該設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、貸付条件等を揭示する必要はありません。

貸付条件等の内容は、次のとおりです。

- (1) 貸付けの利率（利息及びみなし利息）
貸付けの年率は、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示すること。
- (2) 返済の方式
- (3) 返済期間及び返済回数
- (4) 営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者の氏名
- (5) 賠償額の予定（金銭の貸付けを行う場合）
- (6) 担保に関する事項（金銭の貸付けを行う場合）
- (7) 主な返済の例

[貸付条件表の例]

貸 付 条 件 表			
1	貸付利率	実質年率	%
2	返済の方式		方式
3	返済期間、返済回数		
4	賠償額の元本に対する割合	実質年率	%
5	担保について		
6	主な返済例		
7	貸金業務取扱主任者氏名		

※ウェブサイトへの掲載は、常時使用する従業員の数が 20 人以下である場合や、自ら管理するウェブサイトを有していない場合には適用されませんが、可能な場合には、掲載することが望ましいとされています。

15 貸付条件の広告等（第15条）

貸金業者は、貸付けの条件について広告するとき、または貸付の契約の締結について勧誘する際に貸付条件を表示し、もしくは説明する場合は、次表の○印の事項を表示、または説明しなければなりません。また、貸付条件についての広告をしたり、書面等を送付して勧誘（広告に準ずるものとして、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘を含む）をするときは、電話番号その他の連絡先等については、貸金業者登録簿に登録された固定電話番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス以外のものを表示してはなりません。

貸付の種類 表示事項	金銭の貸付	金銭の貸借 の媒介	手形の割引及び 売渡担保及びこ れらの媒介
貸金業者の商号、名称又は氏名	○	○	○
登録番号	○	○	○
貸付の利率	○	○	○（割引率）
返済の方式・返済期間・返済回数	○		
賠償額の予定の率（違約金を含む）	○		
担保が必要な場合、担保に関する事項	○		
媒介手数料の計算方法 （媒介手数料の割合を含む）		○	○ （媒介のみ）
貸金業者登録簿に登録された電話番号 （ホームページアドレス、電子メール アドレスを表示・説明する場合）	○	○	○

（注） 貸付の利率、賠償額の元本に対する割合、媒介手数料の割合は、実質年率を百分率で少なくとも小数点以下第1位まで表示してください。

（1）「広告」とは、個別の内容に応じて判断する必要があるが、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般の人に知らせることをいい、例えば次に掲げるものをいいます。

- ア テレビコマーシャル、ラジオコマーシャル
- イ 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載
- ウ 看板、立て看板、はり紙、はり札等への表示
- エ 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示
- オ チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布
- カ インターネット上の表示

（2）「多数の者に対して同様の内容で行う勧誘」とは、個別の内容に応じて判断する必要があるが、特定の名あて人に対して、同様の内容のものを送付することをいい、例えば、次に掲げるものをいいます。

- ア ダイレクトメール、チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の送付
- イ 電子メールの送信

（3）貸付けの条件を広告するときは、不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはなりません。

16 誇大広告等の禁止（第16条）

貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付条件について著しく事実に相違する表示又は説明をしてはなりません。

また、貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないように努めなければなりません。

貸金業者は、貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付の利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはなりません。

上記に定めるもののほか、貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、次の各号に掲げる表示又は説明をしてはなりません。

- (1) 貸付審査を全く行わずに貸付けが行われるかのような表現
- (2) 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行うかのような表現
- (3) 他社借入数や借入金額について考慮しない貸付けを行うかのような表現
- (4) 公的な年金・手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明
- (5) 貸付けの利率以外の利率を貸付利率と誤解させるような表示又は説明
- (6) 資金需要者等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明

〔例〕 日本貸金業協会 広告の取扱い（抜粋）

借入れが容易であることを極度に強調することにより、資金需要者の借入意欲をそそるような表示又は説明	・面倒な手続き一切不要 ・完全融資 ・100%ご満足 ・年齢不問 ・その場で〇〇万円 ・無条件、無審査で100万円 ・借入ができない方 ・審査基準が大幅にダウン ・職業、件数、残高など一切問いません ・当社がだめならあきらめて下さい ・無理と思わず相談下さい ・お財布感覚 ・ジャンジャン融資 ・無制限貸出し ・必ず貸します ・お断りすることはありません ・名刺1枚でご融資OK ・ご夫婦で100万円 ・ズバリ貸します ・借入が困難な方 ・スピード融資 ・どこよりも簡単
債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現例	・ブラック可 ・破産歴のある方でも大丈夫 ・他店で債務整理した方も大歓迎 ・リセットの方歓迎
他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現例	・他店利用者は是非相談 ・他店利用件数は問題ではありません ・貸出窓口大幅拡大 ・切り替え ・多額借入中の方も ・他店〇〇万円以上借入れの方も可 ・他店とちがい、いろいろ選べます ・他店で断られた方 ・借入件数の多い方、借入件数が増えている ・他店利用者大歓迎 ・担保無設定融資 ・借換え ・返済でお悩みの方 ・借金で困っている方 ・失業中の方

17 契約締結前の書面の交付（第16条の2）

貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約除く）を締結しようとする場合には、契約を締結するまでに契約の内容を説明する書面を契約の相手方になろうとする者に交付しなければなりません。（第1項）

貸金業者は、貸付けに係る契約について契約を締結しようとするときは、契約を締結するまでに、下記の事項を明らかにし、契約の内容を説明する書面を契約の相手方になろうとする者に交付しなければなりません。

○ 契約締結前の書面に記載する事項

記載事項	契約区分 金銭貸 付契約	手形割 引契約	売渡担 保契約	金銭貸 借の媒 介契約
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）	○	○	○	○
貸付けの金額	○	○	○	○
貸付の利率	○	○	○	
返済の方式	○	○	○	○
返済期間及び返済回数	○	○	○	
賠償額の予定（違約金含む）	○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
契約の相手方の返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容	○			
利息の計算方法	○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所	○			
各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	○		○	○
契約上、返済期日前の返済ができるか否か、返済ができる場合はその内容	○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがある場合は、その旨	○	○	○	○
将来支払う返済金額の合計額	○		○	
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
割引に関し貸金業者が受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買い戻しに関する事項			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○

貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、契約の内容を説明する書面を契約の相手方になろうとする者に交付しなければなりません。（第2項）

○極度方式基本契約締結前の書面に記載する事項

記載事項	契約区分 金銭貸 付契約	手形割 引契約	売渡担 保契約	金銭貸 借の媒 介契約
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）	○	○	○	○
極度額	○	○	○	○
貸付けの利率	○	○	○	
返済の方式	○	○	○	○
賠償額の予定	○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
契約の相手方の返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容	○			
利息の計算方法	○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所	○			
各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	○		○	○
契約上、返済期日前の返済ができるか否か、返済ができる場合はその内容	○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがある場合は、その旨	○	○	○	○
将来支払う返済金額の合計額	○		○	
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
割引に関し貸金業者が受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買い戻しに関する事項			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○

貸付けに係る契約について、保証契約を締結しようとする場合には、保証契約を締結するまでに、保証契約の内容を説明する書面を保証人になろうとする者に交付しなければなりません。（第3項）

○ 保証契約締結前の書面に記載する事項

契約区分		金銭貸 付契約	手形割 引契約	売渡担 保契約	金銭貸 借の媒 介契約
記載事項					
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）		○	○	○	○
保証期間		○	○	○	○
保証金額		○	○	○	○
保証の範囲に関する事項					
保証契約の種類及び効力		○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額		○	○	○	○
保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲		○	○	○	○
貸付に係る契約の契約年月日		○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付けの金額		○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付の利率		○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式		○	○	○	○
貸付けの契約に基づく債務の返済期間及び返済回数		○	○	○	○
貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがある場合はその内容		○	○	○	○
主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○		○	
貸付けに係る契約の利息の計算の方法		○	○	○	
貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額		○	○	○	○
契約上、債務の返済期日前の返済ができるか否か、できるときはその内容		○	○	○	○
貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがある場合は、その旨		○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内容		○	○	○	○
保証期間の定めがない場合は、その旨		○	○	○	○
割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期			○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他金銭に関する事項			○		
買い戻しに関する事項				○	
売渡目的物の内容				○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額					○

保証契約に基づく債務の弁済の方式	○	○	○	○
保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項	○	○	○	○
保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所	○	○	○	○
保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときはその事由、金額及び年月日	○	○	○	○
保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは、解除事由、解除できないときはその旨	○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○	○	○	○
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○

18 生命保険締結等に係る同意前の事前書面の交付（第16条の3）

貸付けの契約の相手方又は相手方になろうとする者の死亡によって保険金の支払いを受けることとなる契約を締結しようとする場合において、これらの者から保険法第38条又は第67条第1項の同意を得ようとするときは、あらかじめ当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金の支払をすべきことを定めるものである旨を記載した書面を交付しなければなりません。

交付すべき書面においては、次の事項の記載が義務づけられています。

- （1）当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払いをすべきことであること定めるものである旨
- （2）貸金業者に支払われる保険金が貸付けの契約の相手方の債務の弁済に充てられるときはその旨
- （3）死亡以外の保険金の支払事由
- （4）保険金が支払われない事由
- （5）貸金業者に支払われる保険金額に関する事項
- （6）保証が継続する期間に関する事項

19 契約締結時の書面の交付（第17条）

貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く）を締結したときは、契約の内容を明らかにした書面を契約の相手方に遅滞なく必ず交付しなければなりません。（第1項）

交付書面に記載しなければならない事項は、次表の○印のとおりです。

記載事項	契約区分	金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
契約年月日		○	○	○	○
貸付けの金額		○	○	○	○
貸付けの利率		○	○	○	○
返済の方式		○	○	○	○
返済期間及び返済回数		○	○	○	○
賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容		○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）		○	○	○	○
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容		○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○		○	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容		○			
利息の計算の方法		○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所		○			
各回の返済期日及び返済金額		○		○	○
契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容		○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）		○	○	○	○
当該契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該担保の内容		○	○	○	○
当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
当該契約が改正前の出資法に基づく電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（電話担保金融の場合のみ記載必要）		○			
貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする契約であるときは		○			

、従前の貸付契約に基づく債務の残高の内訳及びその貸付契約を特定し得る事項				
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○			○
将来支払う弁済金額の合計額	○			
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買戻しに関する事項			○	
売渡目的物の内容			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○

極度方式基本契約を締結したときは、その基本契約の内容を明らかにした書面を契約の相手方に遅滞なく必ず交付しなければなりません。（第2項）

交付書面に記載しなければならない事項は、次表の○印のとおりです。

記載事項	契約区分	金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
契約年月日		○	○	○	○
極度額		○	○	○	○
貸付けの利率		○	○	○	○
返済の方式		○	○	○	○
返済期間及び返済回数					
賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容		○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）		○	○	○	○
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
貸付け（極度方式基本契約）に関し貸金業者が受け取る書面の内容		○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○		○	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容		○			
利息の計算の方法		○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所		○			
各回の返済期日及び返済金額		○		○	○

契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
当該契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする契約であるときは、従前の貸付契約に基づく債務の残高の内訳及びその貸付契約を特定し得る事項				○
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○		○	
将来支払う弁済金額の合計額	○		○	○
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買戻しに関する事項			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○
返済期間又は返済回数変動し得るときはその旨		○		

貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、その保証契約の内容を明らかにした書面を契約の相手方に遅滞なく必ず交付しなければなりません。（第3項）

交付書面に記載しなければならない事項は、次表の○印のとおりです。

契約区分		金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
記載事項					
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）		○	○	○	○
保証期間		○	○	○	○
保証金額		○	○	○	○
保証の範囲に関する事項					
	保証契約の種類及び効力	○	○	○	○
	貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額	○	○	○	○
	保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲	○	○	○	○
	貸付に係る契約の契約年月日	○	○	○	○

貸付けに係る契約の貸付けの金額	○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付の利率	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式	○	○	○	○
貸付けの契約に基づく債務の返済期間及び返済回数	○	○	○	○
貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがある場合はその内容	○	○	○	○
主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
貸付けに係る契約の利息の計算の方法	○	○	○	
貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額	○	○	○	○
契約上、債務の返済期日前の返済ができるか否か、できるときはその内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがある場合は、その旨	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内容	○	○	○	○
保証期間の定めがない場合は、その旨	○	○	○	○
割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他金銭に関する事項		○		
買い戻しに関する事項			○	
売渡目的物の内容			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○
保証契約に基づく債務の弁済の方式	○	○	○	○
保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項	○	○	○	○
保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所	○	○	○	○
保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときはその事由、金額及び年月日	○	○	○	○

保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは、解除事由、解除できないときはその旨	○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○	○	○	○
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
保証契約の契約年月日	○	○	○	○

20 受取証書の交付（第18条）

貸金業者は、債務者等から弁済を受けたときは、弁済者からの請求の有無にかかわらず、直ちに受取証書を交付しなければなりません。

（1）貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたとき（利息だけ又は利息の一部だけの弁済を受けたときも含まれる。）は、その都度、直ちに、次の事項を記載した書面を弁済者に交付しなければなりません。

- ①貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- ②契約年月日
- ③貸付けの金額
- ④受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額
- ⑤受領年月日
- ⑥弁済を受けた旨を示す文字
- ⑦貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）
- ⑧債務者の商号、名称又は氏名
- ⑨債務者以外の者が債務の弁済をした場合は、その者の商号、名称又は氏名
- ⑩弁済後の残存債務の額

なお、預金又は貯金の口座への振込みにより弁済を受ける場合は、弁済者からの請求があった場合に限り、書面の交付が必要です

また、受取証書の作成に当たっては、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、⑦及び⑧に掲げる事項の記載に代えることができます。

また、金銭の貸借の媒介手数料を受領したときは、⑩は記載しなくてもよいが、媒介手数料の受領金額は記載しなければなりません。

（2）極度方式貸付け契約に基づく弁済をうけた場合にとるべき措置

極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合は、弁済者の承諾を得て1月以内に貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を交付することにより、受取証書に代えて、記載事項を簡素化した書面を交付することが出来ます。

なお、記載事項を簡素化した書面には、次の事項を記載しなければなりません。

- ①受領年月日
- ②受領金額

2 1 帳簿の備付け（第 1 9 条）

債務者ごとに貸付けの契約事項を記載した帳簿を備え、最終の返済期日から少なくとも 1 0 年間保存しなければなりません。

貸金業者は、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について次表の事項を記載し、貸付けの契約に定められた最終の返済期日（契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、債権の消滅した日）から少なくとも 1 0 年間保存しなければなりません。

また、極度方式貸付けについて、保存期間の起算日が①極度方式基本契約解除の日 ②極度方式基本契約に基づく個々の貸付けの最終返済日のうち最も遅いもののいずれか遅い日とされています。

このため、極度方式基本契約に基づく個別貸付けが行われ、返済により債権の残高が無くなったとしても、極度方式基本契約が解除されない限り、保存期間の起算はされず、全ての貸付けに係る帳簿を保存しなければなりません。

なお、当該帳簿を保存すべき営業所等ごとに、貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面の写しを保存することにより、帳簿の記載に代えることができます。

帳簿記載事項

（貸付け（極度方式基本契約除く）に関するもの）

記載事項	契約区分	金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
契約年月日		○	○	○	○
貸付けの金額		○	○	○	○
受領金額		○	○	○	○
貸付けの利率		○	○	○	○
返済の方式		○	○	○	○
返済期間及び返済回数		○	○	○	○
賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容		○	○	○	○
貸金業者の登録番号		○	○	○	○
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
貸付け（極度方式基本契約）に関し貸金業者が受け取る書面の内容		○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○		○	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容		○			
利息の計算の方法		○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所		○			
各回の返済期日及び返済金額		○		○	○

契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
当該契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
当該契約が改正前の出資法に基づく電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（電話担保金融の場合のみ記載必要）	○			
貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする契約であるときは、従前の貸付契約に基づく債務の残高の内訳及びその貸付契約を特定し得る事項	○			
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○			○
将来支払う弁済金額の合計額	○			
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買戻しに関する事項			○	
売渡目的物の内容			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○

（極度方式基本契約に関するもの）

記載事項	契約区分	金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
契約年月日		○	○	○	○
極度額		○	○	○	○
貸付けの利率		○	○	○	○
返済の方式		○	○	○	○
返済期間及び返済回数					
賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容		○	○	○	○
貸金業者の登録番号		○	○	○	○
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
貸付け（極度方式基本契約）に関し貸金業者が受け取る書面の内容		○	○	○	○

債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容	○			
利息の計算の方法	○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所	○			
各回の返済期日及び返済金額	○		○	○
契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
当該契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする契約であるときは、従前の貸付契約に基づく債務の残高の内訳及びその貸付契約を特定し得る事項				○
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○		○	
将来支払う弁済金額の合計額	○		○	○
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買戻しに関する事項			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○
返済期間又は返済回数変動し得るときはその旨		○		

(保証契約に関するもの)

契約区分		金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
記載事項					
保証期間		○	○	○	○
保証金額		○	○	○	○
保証の範囲に関する事項					
	保証契約の種類及び効力	○	○	○	○
	貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額	○	○	○	○
	保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲	○	○	○	○
	貸付に係る契約の契約年月日	○	○	○	○
	貸付けに係る契約の貸付けの金額	○	○	○	○

貸付けに係る契約の貸付の利率	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式	○	○	○	○
貸付けの契約に基づく債務の返済期間及び返済回数	○	○	○	○
貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがある場合はその内容	○	○	○	○
主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
貸付けに係る契約の利息の計算の方法	○	○	○	
貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額	○	○	○	○
契約上、債務の返済期日前の返済ができるか否か、できるときはその内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがある場合は、その旨	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内容	○	○	○	○
保証期間の定めがない場合は、その旨	○	○	○	○
割引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他金銭に関する事項		○		
買い戻しに関する事項			○	
売渡目的物の内容			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○
保証契約に基づく債務の弁済の方式	○	○	○	○
保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項	○	○	○	○
保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときはその事由、金額及び年月日	○	○	○	○
保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは、解除事由、解除できないときはその旨	○	○	○	○
保証契約の契約年月日	○	○	○	○

(貸付けの契約に基づく債権の弁済をうけたとき)

契約区分	金銭貸 付契約	手形割 引契約	売渡担 保契約	金銭貸 借の媒 介契約
記載事項				
受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額	○	○	○	
受領年月日	○	○	○	○
当該弁済後の残存債務額	○	○	○	

(貸付けの契約に基づく債権が弁済以外の事由により消滅したとき)

契約区分	金銭貸 付契約	手形割 引契約	売渡担 保契約	金銭貸 借の媒 介契約
記載事項				
債権の一部又は全部が消滅した事由	○	○	○	○
債権の一部又は全部が消滅した年月日	○	○	○	○
債権の一部が消滅した場合の消滅後の残存債務額	○	○	○	○

(貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したとき)

契約区分	金銭貸 付契約	手形割 引契約	売渡担 保契約	金銭貸 借の媒 介契約
記載事項				
譲渡した相手方の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
譲渡年月日	○	○	○	○
譲渡債権額	○	○	○	○

(交渉の経過の記録)

契約区分	金銭貸 付契約	手形割 引契約	売渡担 保契約	金銭貸 借の媒 介契約
記載事項				
貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録	○	○	○	○

※ 「交渉の経過の記録」とは、債権の回収に関する記録等、貸付けの契約の条件変更に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録のことであり、概ね次の事項の記載を求めるものである。

- ① 交渉の相手方（債務者、保証人等の別）
- ② 交渉日時、場所及び手法（電話、訪問、電子メール、書面発送等の別）
- ③ 交渉担当者（同席者等を含む。）
- ④ 交渉内容（催告書等の書面の内容を含む。）

2 2 帳簿の閲覧（第 19 条の 2）

債務者等から帳簿の閲覧、謄写の請求があった場合で、請求者の権利行使に関するものは拒むことができません。

貸金業者は、債務者等から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について閲覧又は謄写を求められたときは、請求者の権利行使に関するものであれば拒むことができません。

なお、帳簿の閲覧を請求できる者は次のとおりです。

- ア 債務者等又は債務者等であった者
- イ 債務者等又は債務者等であった者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ウ 債務者等又は債務者等であった者の相続人
- エ 債務者等若しくは債務者等であった者のために又は債務者等若しくは債務者等であった者に代わって弁済した者
- オ 債務者等又は債務者等であった者から本人の貸付けに係る帳簿の閲覧および謄写の請求について代理権を付与された者

2 3 特定公正証書に係る制限（第 20 条）

貸金業を営む者は、債務者等から公正証書作成に係る嘱託委任状を取得してはなりません。

- (1) 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはなりません。
- (2) 債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合、貸金業を営む者はその選任に関して推薦するなどの関与をしてはなりません。
- (3) 貸金業者は、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ債務者等に対し、次の事項について書面を交付して説明しなければなりません。
 - ①債務不履行時には特定公正証書により直ちに強制執行に服することとなる旨
 - ②特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、訴訟の提起を行わずに債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨

2 4 公的給付に係る預貯金通帳等の保管等の制限（第 2 0 条の 2）

貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等に対して、公的給付から弁済を受けることを目的として、公的給付が払い込まれる預金通帳等の引き渡し若しくは提供を求め、又は保管してはいけません。

貸金業者は、公的給付が払い込まれる預金通帳等（預金若しくは貯金通帳、引き出し用のカード、暗証番号、年金証書等）の引き渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管してはいけません。

また、公的給付が払い込まれる預金又は貯金口座のある金融機関に、その預貯金の払い出しと払い出した金銭による債権の弁済を委託してはいけません。

2 5 取立て行為の規制（第 2 1 条）

債権の取立てを行うに当たり、人を威迫し、又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはなりません。

また、書面等により支払催告をするときには、法律で定められた事項を記載しなければなりません。

（1）貸金業を営む者が行ってはならない行為

貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てを行うに当たり、人（債務者、保証人、親族、隣人等）を威迫し、又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはなりません。

具体的な禁止事項は、次のとおりです。

ア 債務者、保証人等の私生活又は業務の平穩を害するような言動

（ア）正当な理由なく、午後 9 時から午前 8 時まで、その他不適当な時間帯に電話で連絡し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

（イ）正当な理由なく、債務者等の勤務先その他居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

（ウ）債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等からその場所からの退去するよう意思表示がなされたにも関わらず退去しないこと。

（エ）はり紙、立看板その他何らの方法をもってするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

（オ）債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

（カ）債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することを要求すること。

（キ）債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせること等、債権の取立てに協力することを拒否しているにも関わらず、さらに協力することを要求すること。

(ク) 債務者等が貸付契約に基づく債務処理を弁護士や弁護士法人、若しくは司法書士や司法書士法人に委託し、又は裁判所に債務処理のために必要な手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由なく、債務者等に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により弁済を要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにも関わらず、更にこれらの方法で弁済を要求すること。

なお、「正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものですが、次のような場合、該当する可能性が高いと考えられます。

①債務者等の自発的な承諾がある場合

②債務者等との連絡をとるための合理的方法が他にない場合

③弁護士や司法書士からの承諾がある場合

④弁護士等又は債務者等から弁護士等に対する委任が終了した旨の通知があった場合
また、債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、「その申し出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他正当な理由」がないのに、午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に電話で連絡し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問してはいけません。

「その申し出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他正当な理由」とは、例えば次のようなものが該当すると考えられます。

①債務者等からの弁済や連絡についての具体的な期日の申し出がない場合

②直近において債務者等から弁済や連絡に関する申し出が履行されていない場合

③通常の返済約定を著しく逸脱した申し出がなされた場合

④申し出に係る返済猶予期間中に債務者等が申し出に反して他社への返済行為を行った場合

⑤申し出に係る返済猶予期間中に債務者等が支払停止、所在不明等となり、債務者等から弁済を受けることが困難であることが事実となった場合

(2) 書面又はこれに代わる電磁的記録で支払催告を行うときに必要な記載事項

貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて、貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、次の事項を記載し、又は記録しなければなりません。

ア 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

イ 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

ウ 契約年月日

エ 貸付けの金額

オ 貸付けの利率

カ 支払の催告に係る債権の弁済期

キ 支払を催告する金額

ク 支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額

ケ 支払を催告する金額の内訳（元本、利息、賠償額など）

コ 書面等を保証人に送付する場合は、保証契約の契約年月日及び保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(3) 商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名等を明らかにする

貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てを行うに当たり、相手方の請求があったときは、次表の◎印の事項を記載した書面を交付又は送付する方法で明らかにしなければなりません。

また、保証人に対して取立てを行うに当たり、相手方の請求があったときは、次表の◎印の事項に加え、○印の事項についても明らかにしなければなりません。

ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた従業者であって、「当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名」又は「当該従業者の氏名」（次表の※の事項）を明らかにするよう求められた場合には、法第12条の4に規定する証明書の提示によることができます。

債 権 区 分 表 明 事 項	金銭貸付	手形割引 (媒介を含む。)	売渡担保 (媒介を含む。)	金銭の貸 借の媒介
貸金業者の商号、名称又は氏名※	◎	◎	◎	◎
取立てを行う者の氏名※	◎	◎	◎	◎
取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実（貸金業者との関係）	◎	◎	◎	◎
契約年月日	◎	◎	◎	◎
貸付けの金額	◎	◎	◎	◎
貸付けの利率	◎	◎	◎	◎
返済の方式	◎	◎	◎	◎
返済期間及び返済回数	◎	◎	◎	◎
賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容	◎	◎	◎	◎
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）	◎	◎	◎	◎
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	◎	◎	◎	◎
貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容	◎	◎	◎	◎
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	◎		◎	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及び内容	◎			
利息の計算の方法	◎	◎	◎	
返済の方法及び返済を受ける場所	◎			
各回の返済期日及び返済金額	◎		◎	◎
契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	◎	◎	◎	◎
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容	◎	◎	◎	◎
貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該担保の内容	◎	◎	◎	◎

貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所		◎	◎	◎	◎
貸付けに係る契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号		◎			
貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳及びその貸付契約を特定し得る事項		◎			
貸付けに係る契約が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるとときは、超える部分について支払義務を負わない旨		◎			◎
将来支払う弁済金額の合計額		◎			
指定紛争解決機関の商号又は名称		◎	◎	◎	◎
割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期			◎		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項			◎		
買戻しに関する事項				◎	
売渡目的物の内容				◎	
媒介手数料の計算の方法及びその金額					◎
保証人に対して取立てを行うとき	保証契約の契約年月日	○	○	○	○
	保証の範囲	○	○	○	○
	保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、その旨	○	○	○	○

2 6 債権証書の返還（第 2 2 条）

債権の全部の弁済を受けた場合には、当該債権の証書を、遅滞なく、弁済をした者に返還しなければなりません。

貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部の弁済を受けた場合において、当該債権の証書（債務者が差し入れた借用証書、金銭消費貸借契約書等、債権の成立を証する書面）を有するときは、請求の有無にかかわらず、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければなりません。

2 7 標識の掲示等（第 2 3 条）

営業所又は事務所ごとに、登録を受けていることを明示した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。また、ウェブサイトにも標識と同じ内容を掲載しなければなりません。

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、登録を受けていることを明示した標識を掲示しなければなりません。

標識の様式は、次のとおりです。また、標識の材質は特に指定されておられません。

3 0 c m 以上

2 5 c m 以 上	貸 金 業 者 登 録 票 登録番号 福岡県知事（ ）第 号 登録有効期間 年 月 日～ 年 月 日 （貸金業者の商号、名称又は氏名）
----------------------	--

注 1：貸金業協会会員である場合にあっては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することができます。

注 2：営業所等が設備（CD（現金自動支払機）、ATM（預金、支払い兼用機）、PB（自動契約受付機））の場合には、縦 5 c m 以上、横 6 c m 以上で、登録番号の括弧書及び登録有効期限を省略することができます。

注 3：ウェブサイトへの掲載は、常時使用する従業員の数が 20 人以下である場合や、自ら管理するウェブサイトを持していない場合には適用されませんが、可能な場合には、掲載することが望ましいとされています。

28 債権譲渡等の規制（第24条）

債権を他人に譲渡する場合には、譲渡する相手方に対し、書面による通知をしなければなりません。

また、債権を譲り受けた者は、債務者に対し、債権の内容を明らかにする書面を交付しなければなりません。

（1）債権を譲り受ける者に対する通知

貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、譲渡する相手方に対し、その債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したものである旨のほか、以下の表の○印の事項について書面により通知しなければなりません。

なお、書面による通知に代えて、電磁的方法により提供することもできます。

この場合、あらかじめ債権を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければなりません。

また、債権を譲り受けた者が当該債権に関してする行為については、法第12条の7、法第16条の2第3項及び第4項、法第16条の3、法第17条（第6項を除く）、法第18条から第22条まで、法第24条の6の10の規定の適用を受けるほか、これらの規定に係る罰則の適用がある旨を通知しなければなりません。

表1 貸付けに係る契約に基づく債権の場合

記載事項	契約区分	金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
契約年月日		○	○	○	○
貸付けの金額		○	○	○	○
貸付けの利率		○	○	○	○
返済の方式		○	○	○	○
返済期間及び返済回数		○	○	○	○
賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容		○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）		○	○	○	○
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容		○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○		○	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容		○			
利息の計算の方法		○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所		○			
各回の返済期日及び返済金額		○		○	○

契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
当該契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
当該契約が改正前の出資法に基づく電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（電話担保金融の場合のみ記載必要）	○			
貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする契約であるときは、従前の貸付契約に基づく債務の残高の内訳及びその貸付契約を特定し得る事項	○			
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○			○
将来支払う弁済金額の合計額	○			
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買戻しに関する事項			○	
売渡目的物の内容			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○
譲渡年月日及び当該債権の額	○	○	○	○

表2 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権の場合

記載事項	契約区分	金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
契約年月日		○	○	○	○
極度額		○	○	○	○
貸付けの利率		○	○	○	○
返済の方式		○	○	○	○
返済期間及び返済回数					
賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容		○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）		○	○	○	○
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○

貸付け（極度方式基本契約）に関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容	○			
利息の計算の方法	○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所	○			
各回の返済期日及び返済金額	○		○	○
契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
当該契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする契約であるときは、従前の貸付契約に基づく債務の残高の内訳及びその貸付契約を特定し得る事項				○
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○		○	
将来支払う弁済金額の合計額	○		○	○
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買戻しに関する事項			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○
返済期間又は返済回数変動し得るときはその旨		○		
譲渡年月日及び当該債権の額	○	○	○	○

表3 当該債権について保証契約を締結した場合

契約区分	金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
記載事項				
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）	○	○	○	○
保証期間	○	○	○	○
保証金額	○	○	○	○
保証の範囲に関する事項				

保証契約の種類及び効力	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額	○	○	○	○
保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲	○	○	○	○
貸付に係る契約の契約年月日	○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付けの金額	○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付の利率	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式	○	○	○	○
貸付けの契約に基づく債務の返済期間及び返済回数	○	○	○	○
貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがある場合はその内容	○	○	○	○
主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
貸付けに係る契約の利息の計算の方法	○	○	○	
貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額	○	○	○	○
契約上、債務の返済期日前の返済ができるか否か、できるときはその内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがある場合は、その旨	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内容	○	○	○	○
保証期間の定めがない場合は、その旨	○	○	○	○
割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他金銭に関する事項		○		
買い戻しに関する事項			○	
売渡目的物の内容			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○
保証契約に基づく債務の弁済の方式	○	○	○	○
保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項	○	○	○	○
保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所	○	○	○	○
保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○

貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供せるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときはその事由、金額及び年月日	○	○	○	○
保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは、解除事由、解除できないときはその旨	○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付けの利率が、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	○	○	○	○
指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
保証契約の契約年月日	○	○	○	○
譲渡年月日及び当該債権の額	○	○	○	○

貸金業者の貸付債権の譲渡については、法令を遵守するほか、民法や債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）等の規定に留意する必要があります。

（２）債務者等に対する書面の交付

貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、その譲り受けた債権に係る債務者に対し、その譲り受けた債権の内容を明らかにする事項を記載した書面を遅滞なく交付しなければなりません。

契約区分	金銭貸付契約	手形割引契約	売渡担保契約	金銭貸借の媒介契約
記載事項				
債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付に係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日	○	○	○	○
貸付けの金額及び譲り受けた債権の額	○	○	○	○
貸付けの利率	○	○	○	○
返済の方式	○	○	○	○
返済期間及び返済回数	○	○	○	○
賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については省略可）	○	○	○	○
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
利息の計算の方法	○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所	○			
各回の返済期日及び返済金額	○		○	○
契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○

期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む）	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けに係る契約が電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（電話担保金融の場合のみ記載必要）	○			
貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする契約であるときは、従前の貸付契約に基づく債務の残高の内訳及びその貸付契約を特定し得る事項	○			
貸付けに係る契約の利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払義務を負わない旨	○			○
割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
買戻しに関する事項			○	
売渡目的物の内容			○	
媒介手数料の計算の方法及びその金額				○

（３）債権譲渡等の制限

貸金業者は、次のような場合には、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」という。）を行ってはなりません。

ア その相手方が「取立て制限者」であることを知り、若しくは知ることができるとき。

イ 債権譲渡等の後、その相手方から「取立て制限者」へ債権譲渡等が行われることを知り、若しくは知ることができるとき。

※「取立て制限者」とは、次の各号のいずれかに該当する者を指します。

- ① 暴力団員等
- ② 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体の構成員
- ③ 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、貸金業法第21条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

29 保証等に係る求償権等の行使の規制（第24条の2）

貸金業者の貸付けに係る契約について求償権等を取得した保証業者は、貸金業者に対する行為規制の一部が準用されることになります。

貸金業者は、保証業者が暴力団員等であることを知りつつ、保証契約を締結してはいけません。

貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たっては、その保証業者に対し、法第12条の7、第16条の2第3項および第4項、第16条の3、第17条（6項を除く）、第18条～22条、第24条の4第1項、第24条の6の10の適用がある旨を通知しなければなりません。

30 受託弁済に係る求償権等の行使の規制（第24条の3）

貸金業者の貸付けに基づく債権に係る求償権等を取得した受託弁済者は、貸金業者に対する行為規制の一部が準用されることになります。

貸金業者は、弁済を委託する者が暴力団員等であることを知りつつ、弁済を委託してはいけません。

貸金業者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託するに当たっては、その者に対し、法第12条の7、第16条の2第3項および第4項、第16条の3、第17条（6項を除く）、第18条～22条、第24条の5第1項、第24条の6の10の適用がある旨を通知しなければなりません。

31 保証等に係る求償権等の譲渡の規制（第24条の4）

貸金業者の貸付けに係る契約の保証等に係る求償権等を譲渡された者は、貸金業者に対する行為規制の一部が準用されることになります。

保証業者が求償権等を譲渡する場合には、譲受人に対して、法第12条の7、第16条の2第3項および第4項、第16条の3、第17条（6項を除く）、第18条～22条、第24条の6の10、第24条の4第1項の適用がある旨を通知しなければなりません。

32 受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制（第24条の5）

貸金業者の貸付けに係る契約の受託弁済に係る求償権等を譲渡された者は、貸金業者に対する行為規制の一部が準用されることになります。

受託弁済者が求償権等を譲渡する場合には、譲受人に対して、法第12条の7、第16条の2第3項および第4項、第16条の3、第17条（6項を除く）、第18条～22条、第24条の6の10、第24条の5第1項の適用がある旨を通知しなければなりません。

第 5 監 督

1 開始等の届出（第 24 条の 6 の 2）

貸金業者は、以下の各事項に該当するときは、二週間以内に届け出なければなりません。

- 新規登録後、貸金業の業務を開始するとき・・・「開始届」
 - 貸金業の一切の業務を休止するとき・・・「休止届」
 - 再開するとき・・・「再開届」
- ※正当な理由がないのに、新規登録後 6 か月以内に業務を開始しない場合、又は引き続き 6 か月以上休止した場合、登録を取り消すことがあります。
- 指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。
 - 純資産額が貸金業法施行令に定める金額（5,000 万円）に満たなくなったとき。
 - 法第 6 条第 1 項第 1 号、第 4 号から第 7 号まで又は第 13 号に該当することとなったとき。
 - 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡したとき。
 - 役員又は使用人に貸金業の業務に関し、法令違反等の行為があったことを知ったとき。
 - 特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなったとき。
 - 第三者に貸金業の業務の委託を行ったとき、又は業務の委託を行わなくなったとき。
 - 貸金業協会に加入又は脱退したとき。

2 業務改善命令（第 24 条の 6 の 3）

貸金業者が次のいずれかの事項に該当するときは、業務改善を命ぜられることがあります。

- （1）業務の運営方法や内部管理の問題について早急に改善の必要があると認められる場合。
- （2）経営者の自主的な判断に委ねたのではその改善が期待できない場合。

3 監督上の処分（第 24 条の 6 の 4）

貸金業者が次のいずれかの事項に該当するときは、登録の取り消し、又は 1 年以内の期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ぜられることがあります。

- （1）貸金業の業務に関し法令に違反したとき。
- （2）貸金業の業務に関し法令に基づく知事等の処分に違反したとき。
- （3）出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したとき。

4 登録の取消し（第24条の6の5）

登録を受けた業者が、拘禁刑以上の刑に処せられたり、貸金業法等違反により、罰金の刑に処せられる等の場合には、登録が取り消されます。

貸金業者が次のいずれかの事項に該当するときは、登録が取り消されます。

- (1) 登録を受けた者若しくは法人の役員（これらの法定代理人を含む。）又は重要な使用人のいずれかが、次のいずれかの事項に該当するに至ったとき、又は登録当時いずれかの事項に該当していたことが判明したとき。
 - ア 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 貸付けの契約の締結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第12条の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - カ 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者
 - キ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - ク 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
- (2) 登録換えをしないで引き続き貸金業を営んでいるとき。
- (3) 不正の手段により登録を受けたとき。
- (4) 法第12条（名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。
- (5) 法第12条の5（暴力団員等の使用の禁止）の規定に違反したとき。
- (6) 貸金業法に定める業務規制等に違反し情状が特に重いとき又は業務停止処分に違反したとき。

5 所在不明者の登録の取消し（第24条の6の6）

営業所等の所在地又は貸金業者の所在を確認できないときは、登録取消しの対象となります。

- (1) 知事は、貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確認できないとき、又は貸金業者の所在（法人の場合は役員の所在）を確知できない場合は、その事実を公告し、公告日から30日を経過しても申出がないときは、登録を取り消すことができます。
- (2) 知事は、正当な理由がないのに当該登録を受けた日から6月以内に貸金業を開始しないとき、又は引き続き6月以上貸金業を休止したときは登録を取り消すことができます。

6 事業報告書の提出（第24条の6の9）

貸金業者は、事業年度ごとに貸金業に係る事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に知事に提出しなければなりません。事業報告書の様式は、県から送付します。

事業報告書に添付する書類

法人：最終事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

個人：財産に関する調書及び記載内容を証明する書類

7 報告徴収及び立入検査（第24条の6の10）

知事は、貸金業者に対して、貸金業法を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し、報告を求めたり、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関する物件を検査し、又は関係者に質問することができます。

【業務報告書】

貸金業者は、業務報告書を毎年3月末現在で作成し、5月末までに知事に提出しなければなりません。正当な理由なく、業務報告書を提出しない場合は、行政処分の対象となります。

第6 貸金業務取扱主任者

1 貸金業務取扱主任者制度（資格試験）（第24条の7～同条の50）

貸金業務取扱主任者資格試験は、国家試験です。
資格試験に係る事務は日本貸金業協会が行っています。

（1）資格試験の基準

貸金業務取扱主任者資格試験は、貸金業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置くもので、資格試験の内容は次のとおりです。

- ア 法及び関係法令に関すること
- イ 貸付け及び貸付けに附随する取引に関する法令及び実務に関すること
- ウ 資金需要者等の保護に関すること
- エ 財務及び会計に関すること

（2）登録の手続き

資格試験に合格した方が貸金業務取扱主任者登録を受けようとするときは、登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければなりません。

主任者登録は、3年ごとに登録更新を受ける必要があります。

〔貸金業務取扱主任者登録簿に登録される事項〕

- | | |
|----------|-------------|
| ア 氏名 | イ 生年月日 |
| ウ 住所 | エ 本籍 |
| オ 性別 | カ 合格年月日 |
| キ 合格証書番号 | ク 従事する貸金業者名 |
| ケ 登録番号 | コ 登録年月日 |

【日本貸金業協会】

資格試験に関する問い合わせ	03-5739-3867
主任者登録に関する問い合わせ	03-5739-3330
登録講習に関する問い合わせ	03-6450-3023

受付時間はいずれも 9時30分～12時、13時～17時30分
(土日祝日、年末年始を除く)

第 7 指定信用情報機関

加入貸金業者の責務（第 4 1 条の 3 5～同条の 3 8）

貸金業者が個人向けの貸付けを行う場合には、指定信用情報機関の信用情報を利用した返済能力調査が義務付けられており、全ての与信審査において指定信用情報機関の情報を利用することになります。

したがって、指定信用情報機関の信用情報の精度を担保するために、貸金業者は借り手の残高情報等を指定信用情報機関に提供しなければなりません。

国の指定を受けている指定信用情報機関（貸金業関係）

（株）日本信用情報機構（J I C C）

（株）シー・アイ・シー（C I C）

1 個人信用情報の提供（第 4 1 条の 3 5）

指定信用情報機関に提供しなければならない情報は次のとおり。

ア 信用情報提供契約締結前に締結した個人顧客との貸付けに係る契約で、当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付残高がある顧客の個人信用情報

イ 個人顧客と貸付け契約を締結したときは、当該貸付けに係る個人信用情報

ウ 指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときは、その情報
[個人信用情報として提供する内容]

ア 氏名

イ 住所

ウ 電話番号

エ 勤務先の商号または名称

オ 運転免許証の記号番号及び健康保険証、パスポート又は外国人登録証の記号番号

カ 配偶者に係る上記の事項（配偶者貸付けに係る契約に限る）

キ 契約年月日

ク 貸付けの金額

ケ 貸付けの残高

コ 元本又は利息の遅延の有無

2 指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等（第 4 1 条の 3 6）

貸金業者は、信用情報を指定信用情報機関から得ること及び提供することについて、あらかじめ書面等により当該個人顧客の同意を得なければなりません。

貸金業者は同意に関する記録を作成・保存しなければなりません。

[取得が必要な同意]

ア 新規の借入申込があった場合において、指定信用情報機関に信用情報の提供を依頼する旨の同意

イ 個人顧客と貸付けに係る契約を締結する場合、次の同意

○加入している指定信用情報機関に対して、貸付けに係る信用情報を提供する旨

- 加入している信用情報機関に提供した信用情報を他の指定信用情報機関に加入する貸金業者に提供し、返済能力の調査に利用する旨
- 他の指定信用情報機関の依頼に応じ、他の指定信用情報機関に加盟する貸金業者に提供し、返済能力の調査に利用する旨
(ただし、加入している指定信用情報機関との信用情報提供契約の締結前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約については同意をとる必要はありません)。

3 加入指定信用情報機関の商号等の公表（第41条の37）

貸金業者は、加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければなりません。

4 目的外使用等の禁止（第41条の38）

貸金業者は、返済能力調査等以外の目的のために、加入指定信用情報機関に信用情報の提供を依頼してはいけません。

また、第3者に提供してもいけません。

第8 雑則

1 高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効（第42条）

貸金業を営む者が行う金銭消費貸借において、年109.5%を超える利息の契約をしたときは、契約そのものが無効になります。

貸付けの上限利率（出資法第5条）

貸金業者の場合、金利の上限は年20.0%です。

これを超える割合による利息の契約をした場合、受領した場合、支払を要求した場合には、5年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされています。

[高保証料の処罰]

貸金業者が行う貸付けに関して保証を行う者は、当該保証に係る貸付けの利息と合算して当該貸付けの金額の20%を超える割合となる保証料の契約をしてはいけません。

これを超える割合による保証料の契約をした場合、5年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされています。

[利息及び保証料の計算方法]

貸金業者がその貸付けに関し受け取る金銭は、礼金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなします。

ただし、以下のものは除かれます。

イ 公租公課の支払いに充てられるべきもの

(貸付契約書面に添付する印紙代、抵当権を設定する際の登録免許税等)

ロ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続き費用その他公の機関が行う手

続きに関してその機関に支払うべきもの

(強制執行や競売手続きの費用として裁判所または執行官に支払われる費用等)

ハ 貸付けの相手方が貸付けに係る金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限る)

- ・ 1万円以下の額 1 1 0 円
- ・ 1万円を超える額 2 2 0 円

〈利息及び保証料とみなされない費用〉

- 金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付されたカードの再発行手数料
- 貸付契約書面の再発行手数料
- 口座振替による弁済で、貸付けの相手方が弁済期に弁済できなかった場合の再度の口座振替手続きに要する費用

(参考)

利息制限法では、以下のとおり利息が制限されています。(第1条)

元本の額が10万円未満の場合	年2割
元本の額が10万円以上100万円未満の場合	年1割8分
元本の額が100万円以上の場合	年1割5分

上限を超える利息の契約は、その超過部分について無効とされています。

債務の不履行による賠償額の元本に対する割合が、上記の1.46倍を超えるとき(営業的金銭消費貸借上の場合は年2割を超えるとき)は、その超過部分は無効となります。(第4条、第7条)

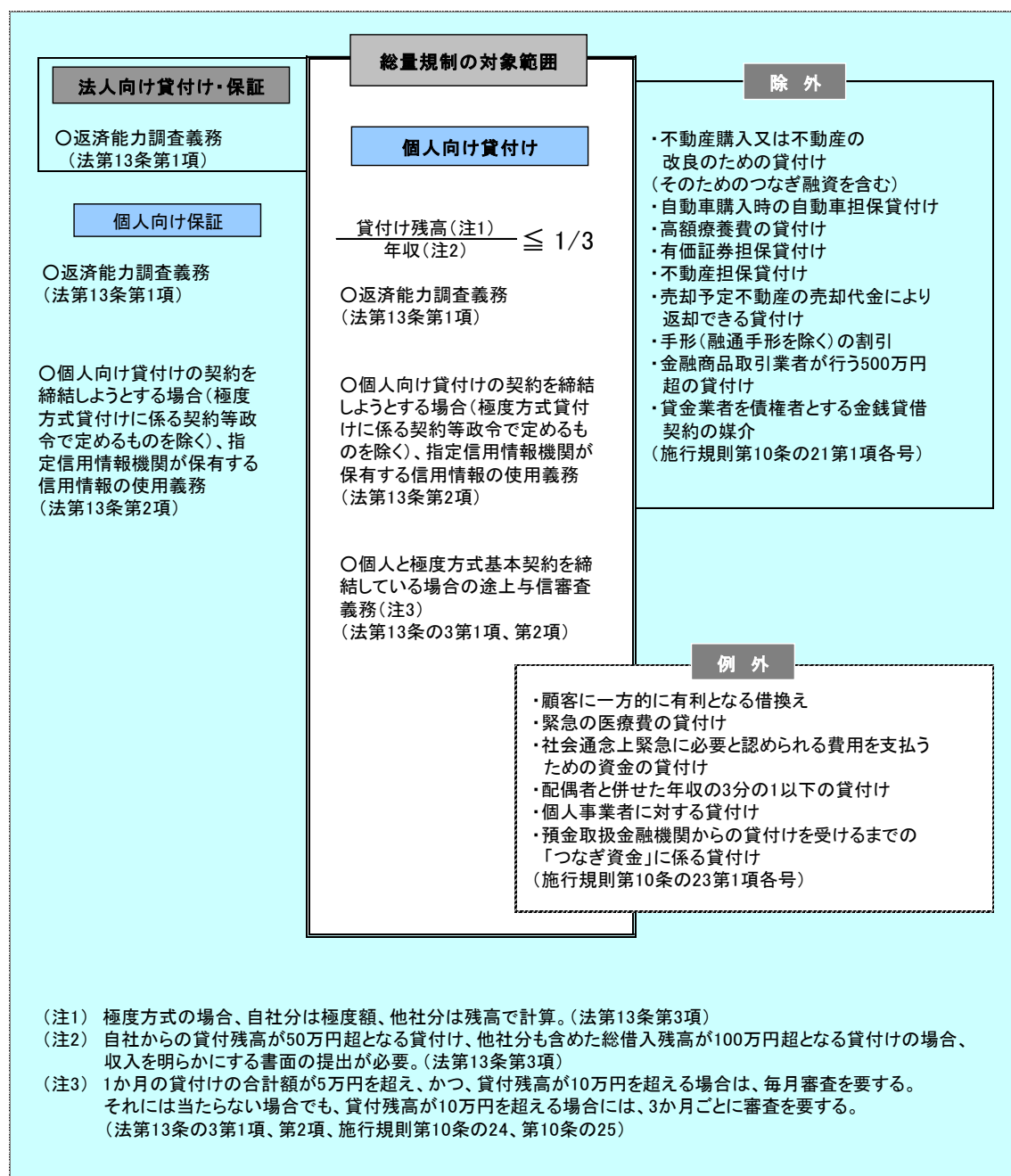
2 登録の取消し等に伴う取引の終了(第43条)

貸金業者が、登録の更新を受けずに登録期間が経過して失効したとき、廃業したとき、登録を取り消されたとき、又は貸金業者が死亡して60日間を経過したとき(相続人が被相続人の死亡後60日以内に登録を申請した場合を除く)は、当該貸金業者であった者又はその一般継承人は、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく債権の回収はできますが、新規貸付はできません。

なお、債権の回収に係る行為が終了(終了)するまでは、貸金業者とみなされ(「みなし貸金業者」といいます。)、引き続き法の規制を受けます。

みなし貸金業者は、毎事業年度末における「残貸付債権の状況等に係る報告書」を、債権の回収に係る行為が終了するまで、事業年度経過後3か月以内に知事に提出しなければなりません。

総量規制のイメージ



付 録

- 貸金業法「抜粋」
- 出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律「抜粋」
- 利息制限法「抜粋」
- 物価統制令「抜粋」

○貸金業法（抜粋）

（昭和五十八年五月十三日法律第三十二号）

総 則

（目的）

第一条 この法律は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
 - 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
 - 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
 - 四 事業者がその従業者に対して行うもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの
- 2** この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。
- 3** この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。
- 4** この法律において「顧客等」とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう。
- 5** この法律において「債務者等」とは、債務者又は保証人をいう。
- 6** この法律において「資金需要者等」とは、顧客等又は債務者等をいう。
- 7** この法律において「極度方式基本契約」とは、貸付けに係る契約のうち、資金需要者である顧客によりあらかじめ定められた条件に従つた返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において貸付けを行うことを約するものをいう。
- 8** この法律において「極度方式貸付け」とは、極度方式基本契約に基づく貸付けをいう。
- 9** この法律において「極度方式保証契約」とは、極度方式基本契約に基づく不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう。
- 10** この法律において「貸金業協会」とは、第三章第一節の規定に基づいて設立された法人をいう。
- 11** この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。

12 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。

13 この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。

14 この法律において「個人信用情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）に係る第四十一条の三十五第一項各号に掲げる事項をいう。

15 この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいう。

16 この法律において「指定信用情報機関」とは、第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。

17 この法律において「住宅資金貸付契約」とは、住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。

18 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けた者をいう。

19 この法律において「貸金業務」とは、貸金業者が営む貸金業の業務をいう。

20 この法律において「苦情処理手続」とは、貸金業務関連苦情（貸金業務に関する苦情をいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の四十九において同じ。）を処理する手続をいう。

21 この法律において「紛争解決手続」とは、貸金業務関連紛争（貸金業務に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の五十から第四十一条の五十二までにおいて同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

22 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

23 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と貸金業者との間で締結される契約をいう。

登録について

（登録）

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の登録のうち内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、前項の登録の更新のうち内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道

府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節、第二十四条の六の六第一項第一号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号において同じ。）である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第二十四条の六の四第二項及び次章から第三章の三までを除き、以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、商号又は名称
 - 五 営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。）の氏名及び登録番号
 - 七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの
 - 八 業務の種類及び方法
 - 九 他に事業を行つているときは、その事業の種類
 - 2 前項の申請書には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
 - 二 法人である場合においては、その役員及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し
 - 三 個人である場合においては、その者及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し
 - 四 営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し
 - 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類（登録の実施）
- 第五条** 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。
- 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。（登録の拒否）
- 第六条** 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- 三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律百一号）第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- 四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律百九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第百二号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 七 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として内閣府令で定める者
- 八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
 - イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
 - ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者
- 十 個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
 - イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
 - ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者
- 十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
- 十三 営業所又は事務所について第十二条の三に規定する要件を欠く者
- 十四 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金

需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。)

十五 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

十六 他に営む業務が公益に反すると認められる者

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 第一項第十四号の政令で定める金額は、五千万円を下回ってはならない。

4 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

(登録換えの場合における従前の登録の効力)

第七条 貸金業者が第三条第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の内閣総理大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

一 内閣総理大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。

(変更の届出)

第八条 貸金業者は、第四条第一項各号(第五号及び第七号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするとき(前条各号のいずれかに該当することとなる場合を除く)は、あらかじめ、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第八号から第十号まで、第十三号又は第十六号のいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

3 第一項の規定による届出には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(貸金業者登録簿の閲覧)

第九条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十条 貸金業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 貸金業者が死亡した場合 その相続人

二 法人が合併(人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。)により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 貸金業者について破産手続開始の決定があつた場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散(人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為)をした場合 その清算人(人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者)

五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

六 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項の変更登録(貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)を受けた場合 当該登録又は変更登録を受けた者

2 貸金業者が前項各号の一に該当するに至つたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

3 貸金業者が死亡した場合においては、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)は、被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、引き続き貸金業を営むことができる。相続人がその期間内に第三条第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。この場合において、これらの期間内の営業については、相続人を貸金業者とみなす。

(無登録営業等の禁止)

第十一条 第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。

2 第三条第一項の登録を受けない者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 貸金業を営む旨の表示又は広告をすること。

二 貸金業を営む目的をもつて、貸付けの契約の締結について勧誘をすること。

3 貸金業者は、貸金業者登録簿に登録された営業所又は事務所以外の営業所又は事務所を設置して貸金業を営んではならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 第三条第一項の登録を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

貸金業者の業務について

(業務運営に関する措置)

第十二条の二 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第十二条の二の二 貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業務に関する苦情処理措置(資金需要者等(債務者等であつた者を含む。以下この号において同じ。))からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第四十一条の五十第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)及び紛争解決措置(資金需要者等との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。))により図るこ

と又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)

2 貸金業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき第四十一条の六十第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第四十一条の六十一第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第四十一条の六十第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第四十一条の三十九第一項の規定による指定が第四十一条の六十一第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき第四十一条の三十九第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（貸金業務取扱主任者の設置）

第十二条の三 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。第二十条の二において同じ。）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わなければならない。

2 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が前項の助言又は指導に係る職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならない。貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。

3 貸金業者は、予見し難い事由により、営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の数が第一項の内閣府令で定める数を下回るに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

4 貸金業者は、貸金業の業務を行うに当たり資金需要者等からの請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

（証明書の携帯等）

第十二条の四 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住

所、前項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第十二条の五 貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

（禁止行為）

第十二条の六 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為

二 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（次号に掲げる行為を除く。）

三 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

四 前三号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為

（生命保険契約等の締結に係る制限）

第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。

（利息、保証料等に係る制限等）

第十二条の八 貸金業者は、その利息（みなし利息を含む。第三項及び第四項において同じ。）が利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。

一 公租公課の支払に充てられるべきもの

二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

3 貸金業者は、利息制限法第九条各項に規定する利息の契約であつて、その利息（同条第一項に規定する利息の契約に該当する場合にあつては、同項に規定する増加後の利息。次項後段において同じ。）が当該各項に規定する金額を超えるものを締結してはならない。

4 貸金業者は、利息制限法第一条に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九条各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても、同様とする。

5 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、債務履行担保措置（当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証、保険その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る契約（当該債

務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額が当該金銭の額を利息制限法第八条第一項に規定する保証料の額とみなして同条の規定を適用したときに同条の規定により無効とされることとなる部分を含むものに限る。)を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

- 6 貸金業者は、貸付けに係る契約について、業として保証を行う者（以下「保証業者」という。）と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無

二 前号の保証料に係る契約を締結する場合には、当該保証料の額

- 7 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による確認に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 8 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、保証料に係る契約（締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに該当するものに限る。）を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

- 9 貸金業者は、保証業者との間で根保証契約（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下この項において同じ。）を締結しようとする場合において、当該根保証契約が主たる債務の金額又は主たる債務に係る貸付けの契約期間に照らして不適切と認められる極度額又は保証期間を定める根保証契約として内閣府令で定めるものに当たるものであるときは、当該根保証契約を締結してはならない。

- 10 金銭の貸借の媒介を行つた貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該契約につき更新（媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為として内閣府令で定めるものを含む。）があつたときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払を要求してはならない。

- 11 金銭の貸借の媒介を行う貸金業者がその媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。（相談及び助言）

第十二条の九 貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができると認められる団体を紹介するよう努めなければならない。

（返済能力の調査）

- 第十三条** 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

- 2 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。）を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

- 3 貸金業者は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項の規定による調査を行うに際し、資金需要者である個人の顧客（以下この節において「個人顧客」という。）から源泉徴収票（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。以下この項及び第十三条の三第三項において同じ。）その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。

一 次に掲げる金額を合算した額（次号イにおいて「当該貸金業者合算額」という。）が五十万円を超える場合

イ 当該貸付けの契約（貸付けに係る契約に限る。ロにおいて同じ。）に係る貸付けの金額（極度方式基本契約にあつては、極度額（当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額））

ロ 当該個人顧客と当該貸付けの契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高（極度方式基本契約にあつては、極度額（当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額））の合計額

二 次に掲げる金額を合算した額（次条第二項において「個人顧客合算額」という。）が百万円を超える場合（前号に掲げる場合を除く。）

イ 当該貸金業者合算額

ロ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額

- 4 貸金業者は、顧客等と貸付けの契約を締結した場合には、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 5 前各項の規定は、極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額）を増額する場合（当該極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（過剰貸付け等の禁止）

第十三条の二 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

- 2 前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約（以下「住宅資金貸付契約等」という。）及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（住宅資金貸付契約等に係る貸付け

の残高を除く。)が当該個人顧客に係る基準額(その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。)を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

(基準額超過極度方式基本契約に係る調査)

第十三条の三 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約に基づき行われる極度方式貸付けに係る時期、金額その他の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、指定信用情報機関の保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、内閣府令で定める期間ごとに、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。ただし、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が少額である場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3 貸金業者は、前二項の規定による調査をしなければならない場合において、当該個人顧客に係る第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えるときは、当該調査を行うに際し、当該個人顧客から源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。

4 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項及び第二項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」とは、個人顧客を相手方とする極度方式基本契約で、当該極度方式基本契約が締結されていることにより、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額(次に掲げる金額を合算した額をいう。)が当該個人顧客に係る基準額を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

一 当該極度方式基本契約の極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあっては、当該下回る額)

二 当該個人顧客と当該極度方式基本契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高(極度方式基本契約にあっては、極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあっては、当該下回る額)の合計額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。))

三 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の

貸付けの残高の合計額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。))

(基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置)

第十三条の四 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、前条第一項又は第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が同条第五項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、当該極度方式基本契約の条項に基づく極度額の減額その他の当該極度方式基本契約に関して極度方式貸付けを抑制するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。

(貸付条件等の揭示等)

第十四条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

一 貸付けの利率(利息及び第十二条の八第二項に規定するみなし利息の総額(一年分に満たない利息及び同項に規定するみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあっては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。)を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))を百分率で表示するもの(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあっては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)をいう。以下同じ。)

二 返済の方式

三 返済期間及び返済回数

四 当該営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項各号(第四号を除く。)に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十三条第二項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(貸付条件の広告等)

第十五条 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号

二 貸付けの利率

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録を送付して勧誘(広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。)をするときは、電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。

(誇大広告の禁止等)

第十六条 貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件に

ついて、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。

一 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明

二 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明

三 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明

四 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明

五 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

六 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明として内閣府令で定めるもの

3 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない。

4 貸金業者は、貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行つてはならない。

5 貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないように努めなければならない。

（契約締結前の書面の交付）

第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 貸付けの金額

三 貸付けの利率

四 返済の方式

五 返済期間及び返済回数

六 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該極度方式基本契約の内容を説明する書面を当該極度方式基本契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方となろうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

三 貸付けの利率

四 返済の方式

五 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

（生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）

第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十八条又は第六十七条第一項の同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。

一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金の支払をすべきことを定めるものである旨

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

（契約締結時の書面の交付）

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

- 七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。
- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の第二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。
- 4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。
- 5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。
- 6 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約を締結した場合において、その相手方又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約の保証人に対し、これらの者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行ったものとみなす。
- 一 契約年月日
- 二 貸付けの金額（極度方式保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額）

- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 7 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。
- （受取証書の交付）
- 第十八条** 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。
- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）
- 四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額
- 五 受領年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他の内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。
- 3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。
- 一 受領年月日
- 二 受領金額
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。
- （帳簿の備付け）
- 第十九条** 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- （帳簿の閲覧）
- 第十九条の二** 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）

の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

(特定公正証書に係る制限)

第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面又は電磁的記録を取得してはならない。

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他の対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為（取立て行為の規制）

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言

動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 貼り紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のために必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

四 貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

(債権証書の返還)

第二十二條 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

(標識の掲示等)

第二十三條 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(債権譲渡等の規制)

第二十四條 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項 及び第四項 並びに第十七条 （第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びに前項の規定（抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除く。）は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都

道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、第二十一条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する者に貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をしたときは、その相手方が当該債権の取立てに当たり第二十一条第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。

(保証等に係る求償権等の行使の規制)

第二十四条の二 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たっては、その保証業者に対し、その保証業者が当該保証契約に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の四第一項並びに第二十四条の六の十の規定（抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項 及び第四項 並びに第十七条 （第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二條まで並びに第二十四条の六の十の規定（抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除く。）は、保証業者が貸金業者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第二十四条の六を除き、以下「保証等に係る求償権等」という。）を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について準用する。この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条に

において同じ。)を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該保証等に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)」の当該保証等に係る求償権等に係る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合において、その保証業者が次の各号のいずれかに該当する者(以下この項において「取立て制限者」という。)であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該保証契約の締結をしてはならない。

- 一 暴力団員等
- 二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員
- 三 保証等に係る求償権等の取立てに当たり、前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者
- 4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、その保証業者が保証等に係る求償権等の取立てに当たり第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。
(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)

第二十四条の三 貸金業者は、貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託するに当たっては、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その者が当該弁済に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の六の十の規定(抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項 及び第四項 並びに第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

- 2 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二條まで並びに第二十四条の六の十の規定(抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。))の規定を除く。)は、貸金業者の委託を受けて当該貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権(第二十四条の六を除き、以下「受託弁済に係る求償権等」という。)を取得した場合における当該弁済をした者(当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した保証業者を除

く。以下「受託弁済者」という。)について準用する。この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。)を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。))の当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。))」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。))の当該受託弁済に係る求償権等に係る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託しようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者(以下この項において「取立て制限者」という。)であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該弁済の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該弁済の委託をしてはならない。

- 一 暴力団員等
- 二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員
- 三 受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり、前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者
- 4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する者に貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託したときは、その者が受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。
(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)

第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項 及び第四項 並びに第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

- 2 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びに前項の規定(抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。))の規定を除く。)は、保証等に係

る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制）

第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項 及び第四項 並びに第十七条 （第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びに前項の規定（抵当証券法第一条第一項 に規定する抵当証券に記載された債権については、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除く。）は、受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有する

ものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用）

第二十四条の六 第二十四条第一項の規定は貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条において同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条第一項の規定は貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について、第二十四条の二第一項の規定は貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十一条の規定は保証業者が貸金業を営む者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業を営む者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下この条において「保証等に係る求償権等」という。）を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について、第二十四条の三第一項の規定は貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十一条の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下この条において「受託弁済に係る求償権等」という。）を取得した場合（保証業者が当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した場合を除く。）における当該弁済をした者について、第二十四条の四第一項の規定は保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の四第一項の規定は保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証契約に係る求償権等を譲り受けた者について、前条第一項の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。）を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに前条第一項の規定は受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

貸金業者の監督について

（開始等の届出）

第二十四条の六の二 貸金業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 貸金業（貸金業の業務に関してする広告若しくは勧誘又は貸付けの契約に基づく債権の取立てに係る業務を含む。第二十四条の六の六第一項第二号において同じ。）を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 指定信用情報機関と信用情報提供契約（第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。）を

締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。

三 第六条第一項第十四号に該当するに至ったことを知ったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。

(業務改善命令)

第二十四条の六の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、その登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六から第十二条の八まで又は第十三条から第二十二條までの規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。次項及び次条第三項において同じ。）に違反した場合（その違反行為に係る資金需要者等に個人（事業を営む場合におけるものを除く。次項、第二十四条の六の十一第二項及び第四十四條第三項において同じ。）が含まれる場合に限る。）において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならない。

3 消費者庁長官は、個人である資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の規定による命令（内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六から第十二条の八まで又は第十三条から第二十二條までの規定に違反した場合に限る。）に関し、必要な意見を述べることができる。

(監督上の処分)

第二十四条の六の四 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第十三号（第十二条の三第三項の規定の適用がある場合を除く。）又は第六条第一項第十四号から第十六号までのいずれかに該当することとなったとき。

二 貸金業の業務に関し法令（第十二条、第十二条の五、第二十四条第三項及び第四項、第二十四条の二第三項及び第四項並びに第二十四条の三第三項及び第四項を除く。）又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき。

三 第二十四条第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権譲渡等をしたとき。

四 貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者（第二十四条第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項（第二

十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

五 第二十四条の二第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき。

六 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき。

イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者（第二十四条の二第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき。

ロ 当該保証契約の締結を行った取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

七 第二十四条の三第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託したとき。

八 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき。

イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者（第二十四条の三第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は当該弁済の委託の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき。

ロ 当該受託弁済に係る求償権等を取得した取立て制限者又は当該受託弁済に係る求償権等の取得の後当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

九 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかったとき。

十 保証等に係る求償権等を取得した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような

行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかつたとき。

十一 受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかつたとき。

十二 第二号に掲げるもののほか、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したとき。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が、前項第二号から第十二号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による処分（内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六から第十二条の八まで又は第十三条から第二十二條までの規定に違反した場合に限る。）について準用する。

（登録の取消し）

第二十四条の六の五 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第七条各号のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 第十二条の規定に違反したとき。

五 第十二条の五の規定に違反したとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた場合について準用する。

（所在不明者等の登録の取消し）

第二十四条の六の六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないとき。

二 正当な理由がないのに、当該登録を受けた日から六月以内に貸金業を開始しないとき、又は引き続き六月以上貸金業を休止したとき。

2 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第二十四条の六の七 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第二項、第七条若しくは第十条第二項の規定により登

録が効力を失つたとき、又は第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を抹消しなければならない。

（監督処分等の公告）

第二十四条の六の八 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第二十四条の六の六第一項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（事業報告書の提出）

第二十四条の六の九 貸金業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金業に係る事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これをその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四条の六の十一 消費者庁長官は、第二十四条の六の三第三項（第二十四条の六の四第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による意見を述べるため必要があると認める場合には、第二十四条の六の三第三項に規定する貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 消費者庁長官は、前項に規定する場合において、個人である資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該職員に、同項の貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

- 4 消費者庁長官は、第一項の規定による命令又は第二項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

貸金業務取扱主任者制度について

（貸金業務取扱主任者の登録）

第二十四条の二十五 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録（以下「主任者登録」という。）を申請することができる。

- 2 資格試験に合格した者が主任者登録を受けようとするときは、第二十四条の三十六第一項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が内閣府令で定めるところにより行う講習で主任者登録の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を受けようとするときは、この限りでない。
- 3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 主任者登録は、内閣総理大臣が、貸金業務取扱主任者登録簿に氏名、生年月日、住所その他内閣府令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

（登録の手続）

第二十四条の二十六 主任者登録を受けることができる者が主任者登録を受けようとするときは、登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の登録申請書には、主任者登録を受けようとする者に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により主任者登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、主任者登録をしなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、主任者登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

- 一 心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により第三条第一項の登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む

む。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの）

四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 暴力団員等

七 第二十四条の三十各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

八 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者として内閣府令で定める者

2 内閣総理大臣は、主任者登録を拒否したときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の変更）

第二十四条の二十八 貸金業務取扱主任者は、第二十四条の二十五第四項の貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、主任者登録の変更を申請しなければならない。

（死亡等の届出）

第二十四条の二十九 貸金業務取扱主任者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号に掲げる場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第二十四条の二十七第一項第一号に該当することとなつた場合 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

三 第二十四条の二十七第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつた場合 本人

（登録の取消し）

第二十四条の三十 内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、主任者登録を取り消すことができる。

一 第二十四条の二十七第一項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により主任者登録を受けたとき。

三 第二十四条の二十三第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により資格試験の合格の決定を取り消されたとき。

四 その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、又は著しく不適當な行為を行つたとき。

（登録の抹消）

第二十四条の三十一 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、主任者登録を抹消しなければならない。

一 本人から主任者登録の抹消の申請があつたとき。

二 第二十四条の二十五第三項の期間の経過によつて、主任者登録が効力を失つたとき。

三 第二十四条の二十九の規定による届出があつたとき。

四 第二十四条の二十九第一号に該当することとなつた場合において、相続人がないとき。

五 前条の規定により主任者登録を取り消したとき。
(登録の更新)

第二十四条の三十二 主任者登録は、申請により更新する。
2 第二十四条の二十五第二項本文の規定は前項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の主任者登録について、第二十四条の二十六の規定は更新の手続について、第二十四条の二十七の規定は更新の拒否について、それぞれ準用する。
(登録事務の委任)

第二十四条の三十三 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、貸金業協会（以下この章において「協会」という。）に、第二十四条の二十五から前条までに規定する主任者登録に関する事務（以下第二十四条の三十五までにおいて「登録事務」という。）を行わせることができる。
2 内閣総理大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。
3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その業務規程において主任者登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、主任者登録、第二十四条の二十八の規定による主任者登録の変更、第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消し、第二十四条の三十一の規定による主任者登録の抹消又は前条第一項の規定による主任者登録の更新をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
5 第一項の規定による登録事務を行う協会が二以上ある場合には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。
(登録手数料)

第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会が登録事務を行う場合にあっては、協会）に納付しなければならない。
2 前項の手数料で協会に納付されたものは、当該協会の収入とする。
(登録事務に係る審査請求)

第二十四条の三十五 第二十四条の三十三第一項の規定により登録事務を行う協会の第二十四条の二十六第一項の規定による主任者登録の申請に係る不作為若しくは第二十四条の二十七第一項の規定による主任者登録の拒否又は第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消しについて不服がある者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。
(登録講習機関の登録)

第二十四条の三十六 資格試験に合格した者に対し主任者登録を受けるための講習を実施しようとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。
2 前項の内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、登録申請書を提出しなければならない。

(登録講習機関の登録の拒否)

第二十四条の三十七 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書に記載すべき事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十四条の四十六の規定により前条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 講習の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有していると認められない者
(登録講習機関の登録の実施)

第二十四条の三十八 内閣総理大臣は、第二十四条の三十六第二項の規定により登録申請書を提出した者の行う講習が、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、前条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

科目	講師
一 貸金業に関する法令に関する科目	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 実務に関する科目	一 貸金業務取扱主任者であつて、現に貸金業務取扱主任者として第十二条の三第一項の助言又は指導を行っている者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

- 2 第二十四条の三十六第一項の登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録講習機関の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

貸金業協会について
(協会の目的等)

第二十五条 貸金業協会（以下この章において「協会」という。）は、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的とする。
2 協会は、法人とする。
3 協会は、全国を地区とするものでなければならない。

- 4 協会は、その名称中に貸金業協会という文字を用いなければならない。
- 5 協会でない者は、その名称又は商号中に、貸金業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
(設立の認可)
- 第二十六条** 協会は、貸金業者でなければ、これを設立することができない。
- 2 貸金業者は、協会を設立しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
(認可申請書の提出)
- 第二十七条** 前条第二項の認可を受けようとする者は、その認可を受けようとする協会について、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 名称
- 二 事務所の所在の場所
- 三 役員の氏名及び協会の商号、名称又は氏名
- 2 前項の認可申請書には、その認可を受けようとする協会の定款、業務規程その他の規則（以下「定款等」という。）その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
(認可申請書の審査)
- 第二十八条** 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 定款等の規定が法令に適合し、かつ、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するために十分であること。
- 二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。
- 一 認可申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。
- 二 認可を受けようとする協会の役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- ロ 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者
- 三 認可申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があるとき。
(認可の取消し)
- 第二十九条** 内閣総理大臣は、協会がその設立の認可を受けた時点において前条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。
(営利追求の禁止)
- 第三十条** 協会は、営利の目的をもつて業務を行つてはならない。
(定款)
- 第三十一条** 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所その他の事務所の所在地

- 四 協会員に関する事項
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 理事会その他の会議に関する事項
- 八 協会員の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第三十七条第五項において同じ。）及び使用人の資質の向上に関する事項
- 九 業務規程その他の規則の作成及び変更に関する事項
- 十 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款等の遵守の状況の調査に関する事項
- 十一 会費に関する事項
- 十二 会計及び資産に関する事項
(業務規程の記載事項)
- 第三十二条** 協会は、その業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 協会員が営む貸金業に係る過剰貸付けの防止に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- 二 協会員がその貸金業の業務に関して資金需要者である個人の顧客と締結する極度方式基本契約で定められた条件のうち、一定期間における最低の返済額その他の返済に関する事項
- 三 協会員がその貸金業の業務に関して行う広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項
- 四 協会員がその貸金業の業務に関して行う勧誘に関する事項
- 五 協会員がその貸金業の業務に関して行う債権の取立てに関する事項
- 六 協会員に対する監査に関する事項
- 七 協会員が営む貸金業の業務に対する資金需要者等（債務者等であつた者を含む。）からの苦情の解決に関する事項
- 八 資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援に関する事項
- 九 貸金業の業務に従事する者に対する研修に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事項
(定款等の変更の認可等)

- 第三十三条** 協会は、定款又は業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 2 協会は、第二十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び業務規程を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。
(支部)
- 第三十四条** 協会は、都道府県の区域ごとに支部を設けなければならない。
- 2 支部は、協会の目的の達成に資するため、支部に所属する協会員に対する指導、連絡及び監督を行う。
(会長又は理事の行為についての損害賠償責任)
- 第三十五条** 協会は、会長又は理事がその職務を行うことについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。
(協会の住所)
- 第三十六条** 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

協会員について

(協会員の資格及び協会への加入の制限)

第三十七条 協会の協会員は、貸金業者又は貸金業に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者に限る。

2 協会は、全ての貸金業者のうち政令で定める割合以上の貸金業者をその協会員としなければならない。

3 協会員は、当該協会の営業所又は事務所の所在地を含む都道府県の区域に設けられている協会の支部に所属するものとする。

4 協会は、その定款において、第六項の場合を除くほか、貸金業者は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、協会員に、法令及び協会の定款等を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款等に違反する行為を防止して、資金需要者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

6 協会は、その定款において、法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等に違反する行為をして、協会から除名の処分を受けたことがある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

7 協会は、協会の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

8 協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、協会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（協会員に対する処分等）

第三十八条 協会は、その定款において、協会員が、法令、法令に基づく行政官庁の処分又は当該協会の定款等に違反する行為をした場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（役員の選任及びその職務権限）

第三十九条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

3 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の事務を監査する。

5 役員が次のいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

（役員の解任命令）

第四十条 内閣総理大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款若しくは業務規程に違反したときは、協会に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（仮理事又は仮監事）

第四十一条 内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

（秘密保持義務）

第四十一条の二 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（定款等の変更命令）

第四十一条の三 内閣総理大臣は、協会の定款等又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該協会に対し、定款等の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

（法令違反等による認可の取消し、業務の停止、役員の解任等）

第四十一条の四 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は協会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款等により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つた場合において、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第四十一条の五 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入らせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、協会から業務の委託を受けた者に対し、当該協会の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（内閣総理大臣への提出書類）

第四十一条の六 協会は、事業年度ごとに、次に掲げる書類を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書

二 前事業年度末における財産目録

三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

指定信用情報機関について

（指定信用情報機関の業務）

第四十一条の十七 指定信用情報機関は、この章の規定及び業務規程の定めるところにより、信用情報提供等業務を行うものとする。

（兼業の制限）

第四十一条の十八 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該指定信用情報機関が信用情報提供等業務を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定信用情報機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第四十一条の十四第一項の指定申請書に申請者が信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が第四十一条の十三第一項の指定を受けたときは、当該業務を行うことにつき第一項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(信用情報提供等業務の一部の委託)

第四十一条の十九 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、当該委託をした指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、同項に規定する委託を受けた者及び同項の指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

(業務規程の認可)

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約（以下「信用情報提供契約」という。）の締結に関する事項
 - 二 信用情報の収集及び提供に関する事項
 - 三 信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の信用情報の安全管理に関する事項
 - 四 信用情報の正確性の確保に関する事項
 - 五 料金に関する事項
 - 六 他の指定信用情報機関があるときは、当該他の指定信用情報機関に対する個人信用情報の提供に関する事項その他の当該他の指定信用情報機関との信用情報提供等業務の連携に関する事項（第四十一条の二十四第二項の規定により手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料に関する事項を含む。）
 - 七 信用情報提供契約を締結した相手方である貸金業者（以下この章において「加入貸金業者」という。）に対する監督に関する事項
 - 八 信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項
 - 九 苦情の処理に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、信用情報提供等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定める事項
- 2 前項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 加入貸金業者から資金需要者等に係る信用情報の提供を依頼された場合には、当該資金需要者等に係るすべての信用情報を提供すること。

二 加入貸金業者から、その保有する個人信用情報について、資金需要者等ごとに当該資金需要者等に係るすべての個人信用情報の提供を受けること。

3 第一項第五号に掲げる事項に関する業務規程は、信用情報提供等業務に関する料金が能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることを内容とするものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規程が信用情報提供等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第四十一条の二十一 指定信用情報機関は、貸金業者が信用情報提供契約の締結を希望する場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

2 指定信用情報機関は、特定の加入貸金業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)

第四十一条の二十二 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(加入貸金業者に対する監督)

第四十一条の二十三 指定信用情報機関は、加入貸金業者が指定信用情報機関から提供を受けた信用情報をその顧客である資金需要者等の返済能力の調査（指定信用情報機関が第四十一条の十八第一項ただし書の承認を受けて加入貸金業者の顧客の金銭債務の弁済能力の調査（当該返済能力の調査を除く。）のために信用情報の提供を行つていないよう加入貸金業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(指定信用情報機関の情報提供)

第四十一条の二十四 指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加入貸金業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から個人信用情報の提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、個人信用情報を提供しなければならない。

2 指定信用情報機関は、前項の規定による個人信用情報の提供に関し、手数料を徴収することができる。

3 指定信用情報機関は、前項の規定により手数料を徴収する場合には、第一項の規定による個人信用情報の提供に関する能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当な手数料を定めなければならない。

4 第四十一条の十六及び第四十一条の二十二の規定は、第一項の規定による個人信用情報の提供に係る業務について準用する。

(加入貸金業者の名簿の縦覧)

第四十一条の二十五 指定信用情報機関は、加入貸金業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第四十一条の二十六 指定信用情報機関でない者（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を受けた者を除く。）は、その名称又は商号中に、指定信用情報機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

指定信用情報機関加入貸金業者について

(個人信用情報の提供)

第四十一条の三十五 加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契

約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。次項において同じ。）で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

- 一 当該顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの
 - 二 契約年月日
 - 三 貸付けの金額
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関（以下「加入指定信用情報機関」という。）に提供しなければならない。
- 3 前二項の規定による個人信用情報の提供をした加入貸金業者は、当該提供をした個人信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。
- （指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等）

第四十一条の三十六 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関に資金需要者等に係る信用情報の提供の依頼（当該資金需要者等に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、当該資金需要者等から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

- 2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方として貸付けに係る契約（内閣府令で定めるものを除く。）を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該顧客から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約（当該加入指定信用情報機関との信用情報提供契約の締結前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約をいう。）である場合は、この限りでない。

- 一 当該顧客に関する個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
 - 二 前号の個人信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意
 - 三 第一号の個人信用情報を第四十一条の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意
- 3 加入貸金業者は、前二項の同意を得た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。
- （加入指定信用情報機関の商号等の公表）

第四十一条の三十七 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第四十一条の三十八 加入貸金業者又はその役員若しくは職員は、次に掲げる調査（以下「返済能力等調査」という。）以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼（第一号の資金需要者等及び第二号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

- 一 当該加入貸金業者の顧客である資金需要者等の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該加入貸金業者が締結する保証契約に係る主たる債務者の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
- 2 加入貸金業者又はその役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報について、これらの者に該当しなくなつた後において、当該信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

指定紛争解決機関について

（指定紛争解決機関の業務）

第四十一条の四十二 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

- 2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入貸金業者（手続実施基本契約を締結した相手方である貸金業者をいう。以下この章において同じ。）若しくは当該加入貸金業者に係る資金需要者等（債務者等であつた者を含む。以下この章において同じ。）又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに關し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。
- （苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第四十一条の四十三 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第四十一条の五十第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）

第四十一条の四十四 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入貸金業者が負担する負担金に関する事項
- 五 当事者である加入貸金業者又は当該加入貸金業者に係る資金需要者等（以下この章において単に「当事者」という。）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 指定紛争解決機関は、加入貸金業者に係る資金需要者等からの貸金業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入貸金業者に係る資金需要者等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入貸金業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入貸金業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入貸金業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入貸金業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。
- 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、貸金業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。
- 五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、貸金業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。
- 六 加入貸金業者は、訴訟に係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 七 加入貸金業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 八 前二号に規定する場合のほか、加入貸金業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 九 加入貸金業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 十 加入貸金業者は、当該加入貸金業者に係る資金需要者等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、貸金業務関連苦情の処理又は貸金業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項
- 3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、貸金業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該貸金業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。
- 4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。
- 二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が貸金業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。
- 三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じ

てその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を貸金業務関連紛争の当事者とする貸金業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

- 四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。
- 五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。
- 六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。
- 七 加入貸金業者に係る資金需要者等が指定紛争解決機関に対し貸金業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は貸金業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。
- 八 指定紛争解決機関が加入貸金業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、貸金業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入貸金業者に係る資金需要者等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該資金需要者等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。
- 九 指定紛争解決機関が加入貸金業者に係る資金需要者等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、貸金業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入貸金業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。
- 十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。
- 十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる貸金業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第四十一条の五十第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。
- 十二 貸金業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。
- 十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を貸金業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。
- 十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。
- 5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。
- 二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入貸金業者が受諾しなければならないものをいう。

一 当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等（以下この項において単に「資金需要者等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、資金需要者等が当該和解案を受諾したことを加入貸金業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、資金需要者等が当該和解案を受諾したことを加入貸金業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 資金需要者等が当該和解案を受諾したことを加入貸金業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている貸金業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第四十一条の四十五 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入貸金業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入貸金業者の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、貸金業務関連苦情及び貸金業務関連紛争を未然に防止し、並びに貸金業務関連苦情の処理及び貸金業務関連紛争の解決を促進するため、加入貸金業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第四十一条の四十六 指定紛争解決機関は、暴力団員等を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第四十一条の四十七 指定紛争解決機関は、特定の加入貸金業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第四十一条の四十八 指定紛争解決機関は、第四十一条の五十九第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）

第四十一条の四十九 指定紛争解決機関は、加入貸金業者に係る資金需要者等から貸金業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該資金需要者等に必要な助言をし、当該貸金業務関連苦情に係る事情を調

査するとともに、当該加入貸金業者に対し、当該貸金業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第四十一条の五十 加入貸金業者に係る貸金業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入貸金業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 貸金業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等が当該貸金業務関連紛争を適切に解決するに足る能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第四十一条の四十四第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、こ

れを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

- 一 当該資金需要者等が支払う料金に関する事項
- 二 第四十一条の四十四第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。
- 一 貸金業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日
- 二 貸金業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称
- 三 紛争解決委員の氏名
- 四 紛争解決手続の実施の経緯
- 五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの（時効の完成猶予）

第四十一条の五十一 紛争解決手続によつては貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該貸金業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

- 2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第四十一条の六十第一項の規定により認可され、又は第四十一条の三十九第一項の規定による指定が第四十一条の六十一第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた貸金業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該貸金業務関連紛争の当事者が第四十一条の六十第三項若しくは第四十一条の六十一第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。（訴訟手続の中止）

第四十一条の五十二 貸金業務関連紛争について当該貸金業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該貸金業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該貸金業務関連紛争について、当該貸金業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。
- 二 前号の場合のほか、当該貸金業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該貸金業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。（加入貸金業者の名簿の縦覧）

第四十一条の五十三 指定紛争解決機関は、加入貸金業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第四十一条の五十四 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

雑 則

（高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効）

第四十二条 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付する契約を含む。）において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。）の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

- 2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条の四第一項から第四項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

（登録の取消し等に伴う取引の結了）

第四十三条 貸金業者について、第三条第二項若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項の規定により登録が取り消されたとき、又は第十条第三項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは、当該貸金業者であつた者又はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

罰 則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者
- 二 第十一条第一項の規定に違反した者
- 三 第十二条の規定に違反した者

第四十七条の二 第二十四条の六の四第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第六号又は第七号に該当する者から信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

- 一 第四条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十一条第二項又は第三項の規定に違反した者
- 三 第二十一条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第四十一条の四の規定による命令（役員の解任の命令を除く。）に違反した者
- 五 第四十一条の十六（第四十一条の二十四第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

- 六 第四十一条の三十八第一項の規定に違反して返済能力等調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をした者
- 七 第四十一条の三十八第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供した者
- 2 第二十四条の十二第一項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
- 第四十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第十二条の五の規定に違反した者
- 一の一 第十二条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げた者
- 一の三 第十二条の七（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 一の四 第十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の場合において、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査をせずに、同条第二項に規定する貸付けの契約を個人である顧客等と締結し、又は同条第五項に規定する極度方式基本契約の極度額を増額した者
- 一の五 第十三条の三第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をした者
- 二の二 第十五条第二項の規定に違反して第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録した者
- 三 第十六条第一項の規定に違反して著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をした者
- 三の二 第十六条の二第一項、第二項又は第三項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定（第十六条の二第三項にあつては、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 三の三 第十六条の三第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して書面を交付せず、又は第十六条の三第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 四 第十七条（第六項及び第七項を除く。）又は第十八条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 四の二 第二十条第一項又は第二項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条

- の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第二十条第三項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して書面を交付せず、又は第二十条第三項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 五の二 第二十条の二（第一号に係る部分に限り、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、第二十条の二に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管した者
- 五の三 第二十条の二（第二号に係る部分に限り、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第二十四条第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をした者
- 七 第二十四条の二第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結した者
- 八 第二十四条の三第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した者
- 八の二 第二十四条の六の三第一項の規定による命令に違反した者
- 八の三 第二十四条の六の九の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者
- 八の四 第二十四条の六の十第一項若しくは第二項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二十四条の六の十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 八の五 第二十四条の六の十第三項若しくは第四項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二十四条の六の十一第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 八の六 第二十四条の六の十二第三項又は第四項の規定に違反して、三十日以内に、社内規則の作成若しくは変更をせず、若しくは内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けず、又は承認を受けた社内規則を内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けずに変更し、若しくは廃止した者
- 八の七 第二十七条第一項の認可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 九 第四十一条の五第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若

しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九の二 第四十一条の十四第一項の指定申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

九の三 第四十一条の二十九第一項の規定による業務及び財産に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に関する報告書を提出した者

九の四 第四十一条の三十第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九の五 第四十一条の三十一の規定による命令に違反した者

九の六 第四十一条の三十五の規定に違反した者

九の七 第四十一条の三十六第一項又は第二項の規定に違反した者

九の八 第四十一条の四十第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

九の九 第四十一条の四十六の規定に違反した者

九の十 第四十一条の五十七第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

九の十一 第四十一条の五十八第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九の十二 第四十一条の五十九第一項の規定による命令に違反した者

十 第四十四条の四第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

2 第二十四条の十九第二項又は第二十四条の四十六の規定による命令に違反した場合においては、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条の規定に違反した者

二 第四十一条の四十一第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第四十八条の三 第四十一条の二の規定に違反して職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の三第一項の規定に違反して、貸金業務取扱主任者を置かなかった者

二 第十二条の三第四項の規定に違反した者

三 第十二条の四第一項の規定に違反した者

三の二 第十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十三条の三第三項の規定に違反した者

三の三 第十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十三条の三第四項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者

四 第十四条第一項に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をした者

四の二 第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

五 第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、これに第十九条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

六 第十九条の二後段（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿の閲覧又は謄写の請求を拒んだ者

七 第二十一条第二項又は第三項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に違反して、第二十一条第二項各号（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかつた者

七の二 第二十三条の規定に違反した者

八 第二十四条第一項（同条第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項（第二十四条の六において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項（第二十四条の六において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項（同条第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）又は第二十四条の五第一項（同条第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

九 第三十七条第八項の規定に違反した者

十 第四十一条の二十二（第四十一条の二十四第四項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

十一 第四十一条の四十八又は第四十一条の五十第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二の二 第十二条の四第二項の規定に違反して従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

三 第二十四条の六の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十一条の十八第一項の規定に違反して、他の業務を行つた者

五 第四十一条の二十第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をした者

六 第四十一条の三十二第一項の規定に違反した者

七 第四十一条の六十第一項の認可を受けないで紛争解決等

業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

- 2 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした指定試験機関の役員若しくは職員若しくは指定試験機関から業務の委託を受けた者（法人である場合にあっては、その役員又は職員）又は登録講習機関（法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十五又は第二十四条の四十七の規定に違反して帳簿を備えず、これらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

二 第二十四条の十七第一項若しくは第二項又は第二十四条の四十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十四条の十八第一項の規定による許可を受けないで、又は第二十四条の四十三の規定による届出をしないで、試験事務又は講習事務の全部を廃止したとき。

第五十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第一項の規定に違反した者

二 第三十三条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十一条の二十七第一項又は第四十一条の二十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十一条の三十二第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による通知をせず、若しくは虚偽の通知をした者

五 第四十一条の四十五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十一条の五十五第一項、第四十一条の五十六又は第四十一条の六十第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第四十一条の六十第三項又は第四十一条の六十一第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第五十条の三 貸金業協会の役員（仮理事及び仮監事を含む。）又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、収受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十条の四 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第五十一条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十七条、第四十七条の二、第四十七条の三第一項第四号又は第四十八条第一項第八号の七、第九号、第九号の八若しくは第九号の十から第九号の十二まで 一億円以下の罰金刑

二 第四十七条の三から第五十条の二まで（第四十七条の三

第一項第四号及び第二項、第四十八条第一項第八号の七、第九号、第九号の八及び第九号の十から第九号の十二まで並びに第二項、第四十八条の三並びに第五十条第二項を除く。） 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第四十七条又は第四十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団又は財団について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十一条の二 第四十一条の三の規定による命令に違反した場合においては、その行為をした貸金業協会の役員（仮理事及び仮監事を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

第五十一条の三 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした貸金業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、登録講習機関（その登録講習機関が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は指定信用情報機関若しくは指定紛争解決機関の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十四条の四十四第一項の規定に違反して財務諸表等を作成せず、若しくは財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは財務諸表等を備え置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだとき。

二 第三十三条第二項後段又は第四十一条の十一第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十七条第七項の規定に違反したとき。

四 第四十一条の十第一項の規定に違反したとき。

五 第四十一条の十五の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

六 第四十一条の二十五の規定に違反したとき。

七 第四十一条の五十三の規定に違反したとき。

2 第二十五条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした者（その者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十二條（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第四十一条の二十六の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五十四の規定に違反したとき。

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（抜粋）

（昭和二十九年六月二十三日法律第百九十五号）

（出資金の受入の制限）

第一条 何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。

（預り金の禁止）

第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

一 預金、貯金又は定期積金の受入れ

二 社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの（浮貸し等の禁止）

第三条 金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

（金銭貸借等の媒介手数料の制限）

第四条 金銭の貸借の媒介を行う者は、その媒介に係る貸借の金額の百分の五に相当する金額（当該貸借の期間が一年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年五パーセントの割合を乗じて計算した金額）を超える手数料の契約をし、又はこれを超える手数料を受領してはならない。

2 金銭の貸借の保証の媒介を行う者は、その媒介に係る保証の保証料（保証の対価として主たる債務者が保証人に支払う金銭をいう。以下同じ。）の金額の百分の五に相当する金額（当該保証の期間が一年未満であるものについては、当該保証料の金額に、その期間の日数に応じ、年五パーセントの割合を乗じて計算した金額）を超える手数料の契約をし、又はこれを超える手数料を受領してはならない。

3 金銭の貸借又はその保証の媒介を行う者がその媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前二項の規定を適用する。

（高金利の処罰）

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

（高保証料の処罰）

第五条の二 金銭の貸付け（金銭の貸付けを行う者が業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の保証（業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を行う者が、当該保証に係る貸付けの利息と合算して当該貸付けの金額の年二十パーセントを超える割合となる保証料の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合となる保証料を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 前項の保証に係る貸付けの利息が利息の契約時以後変動し得る利率（次条第二項において「変動利率」という。）をもつて定められる場合における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を貸付けの利息の割合とみなす。

一 当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第八条第二項第一号に規定する特約上限利率（以下この条及び次条において「特約上限利率」という。）の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

3 第一項の保証が、元本極度額（保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）及び元本確定期日（主たる債務の元本の確定すべき期日（確定日に限る。）をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の定めがある根保証（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）であつて、その主たる債務者が個人（保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者として政令で定める者が保証人である場合に限る。）又は法人である場合（債権者が法令の規定により業として貸付けを行うことができない者である場合及び利息制限法第八条第五項に規定する場合を除く。）における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を貸付けの利息の割合とみなす。この場合においては、元本極度額を貸付けの金額と、元本確定期日を返済期日としてその計算をするものとする。

一 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

4 金銭の貸付けに保証を行う他の保証人がある場合における前三項の規定の適用については、第一項中「貸付けの利息」とあるのは、「貸付けの利息及び他の保証人が契約し、又は受領した保証料」とする。

（保証料がある場合の高金利の処罰）

第五条の三 金銭の貸付けを行う者が、当該貸付けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの利息を増加する場合におい

て、その保証料と合算して年二十パーセントを超える割合となる利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合となる利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

- 2 金銭の貸付けを行う者が、保証があり、かつ、変動利率をもつて利息が定められる貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一 当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

- 3 金銭の貸付けを行う者が、根保証（元本極度額及び元本確定期日の定めのあるものに限る。）のある金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

（利息及び保証料の計算方法）

第五条の四 前三条の規定の適用については、貸付け又は保証の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息又は保証料の計算をするものとする。

- 2 前三条の規定の適用については、利息を天引きする方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息の計算をするものとする。

- 3 前三条の規定の適用については、一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなす。

- 4 前三条の規定の適用については、金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、礼金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、利息とみなす。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭についても、同様とする。

一 契約の締結又は債務の弁済の費用であつて、次に掲げるもの

イ 公租公課の支払に充てられるべきもの

ロ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

ハ 貸付けの相手方が貸付けに係る金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

二 金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付されたカードの再発行に係る手数料その他の貸付けの相手方の要請によ

り貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めるもの

- 5 前項の規定は、保証を行う者がその保証に関し受ける金銭及び保証料の支払を受領し、又は要求する者がその受領又は要求に関し受ける金銭について準用する。この場合において、同項中「前三条」とあるのは「前二条」と、「利息」とあるのは「保証料」と読み替える。

（物価統制令との関係）

第六条 金銭の貸付けについての利息及び保証料並びに金銭の貸借及び保証の媒介についての手数料に関しては、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第九条ノ二（不当高価契約等の禁止）の規定は、適用しない。

（金銭の貸付け等とみなす場合）

第七条 第三条から前条までの規定の適用については、手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。

（その他の罰則）

第八条 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項又は第五条の三の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五条第三項の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一条、第二条第一項、第三条又は第四条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、前号に掲げる規定に係る禁止を免れる行為をした者

- 4 前項の規定中第一条及び第三条に係る部分は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、適用しない。

第九条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項、第五条の三又は前条第一項 三千万円以下の罰金刑

二 第五条第三項又は前条第二項 一億円以下の罰金刑

三 前条第三項（第三条に係る部分を除く。） 同項の罰金刑

- 2 前項の規定により第五条第一項から第三項まで、第五条の二第一項、第五条の三又は前条第一項若しくは第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

- 3 第一項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

○利息制限法（抜粋）

（昭和二十九年五月十五日法律第百号）

（利息の制限）

第一条 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 一 元本の額が十万円未満の場合 年二割
- 二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 三 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分

（利息の天引き）

第二条 利息の天引きをした場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条に規定する利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

（みなし利息）

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。ただし、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

（賠償額の予定の制限）

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条に規定する率の一・四六倍を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 2 前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

（賠償額の予定の特則）

第七条 第四条第一項の規定にかかわらず、営業的金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が年二割を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 2 第四条第二項の規定は、前項の賠償額の予定について準用する。

○物価統制令（抜粋）

（昭和二十一年三月三日勅令第百十八号）

第一条(目的) 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

第九条ノ二(不当高価契約等の禁止) 価格等ハ不当ニ高価ナル額ヲ以テ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第十二条(抱合せ・負担付行為の禁止) 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ当リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金銭以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

お問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県商工部中小企業振興課 管理指導係

電話 0 9 2 - 6 4 3 - 3 4 2 3

FAX 0 9 2 - 6 4 3 - 3 4 2 7

福岡県庁ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>